

三重県営サンアリーナ

施設維持管理業務仕様書

三重県

## 【 目 次 】

	頁
1 一般事項	37- 1
2 業務管理等	37- 1
3 維持管理業務	37- 3
3-1 備品管理業務	3
3-2 清掃業務	3
3-3 浄化槽維持管理業務	15
3-4 周辺緑地維持管理業務	17
4 保安警備業務	37-18
5 設備運転管理業務	37-19
6 特別定期保守点検業務	37-25
6-1 電気設備	25
6-2 消防設備	36
6-3 自動電話交換機	44
6-4 昇降機	45
6-5 自動開閉扉	46
6-6 吊物機構	46
6-7 照明設備	47
6-8 音響設備	49
6-9 バスケットゴール	53
6-10 電動式可動観覧席	53
6-11 大型映像装置	54
6-12 トレーニング機器	55
7 業務委託	37-56

## 三重県営サンアリーナ

### 施設維持管理業務仕様書

#### 1 一般事項

##### 1-1 目的

本業務は、施設、設備および備品（以下、「施設等」という。）の機能を十分に発揮できるよう劣化に伴う機能低下を防ぎ、施設等を常に良好な状態に維持管理し、安全性と快適性の確保を目的とする。

##### 1-2 適用範囲

本仕様書は、県営サンアリーナの施設等に係る点検及び保守並びに施設環境管理及び運転管理等の施設維持管理業務（以下、「業務」という。）に適用する。

##### 1-3 用語の定義

- (1)点検とは、施設等の性能及び劣化の状態を調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応処置を判断することを含む。
- (2)保守とは、施設等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、清掃、部品調整等をいい軽微な作業を含む。
- (3)運転管理とは、設備機器等を稼働させ、その状態を監視及び制御することをいう。

##### 1-4 関係法令等の遵守

業務を行うにあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、適法、安全かつ善良な業務の遂行を図る。

##### 1-5 管理指針値

- (1)管理指針値とは、関係法令等で定められている諸数値又は機器が正常な状態で稼働している事を判断するための諸数値をいう。
- (2)業務を行うにあたっての管理指針値は、関係法令及びメーカー基準値・規格値に則する。

##### 1-6 資格、免許等

指定管理者は、サンアリーナの施設等の維持管理業務にあたって、以下の資格者等を専任あるいは配置すること。

- (1)常勤資格者等
  - ①第3種電気主任技術者
  - ②危険物取扱者乙種第4類
  - ③第1種電気工事士
  - ④甲種防火管理者
  - ⑤フォークリフト運転者
- (2)非常勤資格者等
  - ①建築物環境衛生管理技術者

##### 1-7 電気主任技術者

電気事業法に定める自家用電気工作物に係る業務を行うにあたっては、電気主任技術者の指示のもとに行なうものとする。

##### 1-8 守秘義務

業務上、知り得た情報等は、第三者に漏らしてはならない。

#### 2 業務管理等

##### 2-1 業務責任者

- (1)業務責任者とは、業務を総合的に把握し、調整する者をいい、業務の円滑な遂行を図る。
- (2)業務責任者は、業務従事者を兼ねることができる。

## 2-2 業務従事者

- (1) 業務従事者とは、業務に従事する者をいう。
- (2) 業務責任者は、業務の内容に応じて必要な知識及び技能を有する業務従事者をもって、業務を行う。
- (3) 本仕様書に定める業務において、法令によりその業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者により業務を行う。

## 2-3 安全衛生管理

- (1) 業務場所の安全衛生に関する管理は関係法令等に従って行う。
- (2) 業務場所においては常に整理整頓及び清掃を行い、危険防止に努め、万が一災害等が発生した場合には人命の安全確保を最優先するとともに適切な処置をとり、二次災害の防止に努める。
- (3) 業務従事者の服装等は作業にふさわしいものとし、業務遂行中は必要に応じ防護用具を着用する。

## 2-4 安全対策等

- (1) 業務場所もしくはその周辺に第三者が存する場合又は立入る恐れのある場合には、区画ロープ、標識等により明確に区分し、関係者以外が近づかないようにする。
- (2) 業務を行うにあたり、既存の施設を損傷し、又は支障を及ぼさないように事前に必要な養生等の処置を行う。
- (3) 業務を終了したときは、養生材、工具、資材等の後片付け及び業務場所、機器等の清掃を必要に応じ行う。

## 2-5 高所作業

- (1) 2m以上の高所作業を行う場合の作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了証を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする。
- (2) ゴンドラ作業を行う者は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

## 2-6 業務計画書等

本業務を行うにあたり月間作業計画書を作成する。また作業終了後は作業実施報告書を作成し、業務責任者に報告する。

### (1) 作業計画書

- ①全体行程表
- ②作業工程表
- ③作業組織表（常駐業務従事者以外による作業の場合）
- ④作業項目、点検項目、点検要領書等
- ⑤その他必要なもの

i 作業計画書の内容に変更が生じた場合には、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項についての変更計画書

ii 項目、内容その他について補足が必要な場合には、追記した作業計画書

### (2) 作業実施報告書

- ①月毎に作業当該月の翌月初めに、建築保全業務報告書様式に従った作業実施の結果  
※月間作業実施報告書は、業務種別に分別して作業実績、結果を記載する。
- ②月間作業実施報告書には、必要に応じ、実施時の写真を工程毎に撮影し、工種、内容等を添付する。

## 2-7 業務上の義務

- (1) 本業務を行うにあたり、業務行程表に示された作業量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行う。
- (2) 測定及び試験に使用する器具は校正された適正なものを使用し、測定の目的、内容等に合った方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。
- (3) 業務遂行中において設備等に障害等を発見または発生したときは、発生原因及び経過等の内容について調査し、次の処置を行なう。
  - ①本業務に起因して、管理する構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、業務責任者の指示に従い修理又は取替えを行う。
  - ②本業務に関わる施設、機器の監視操作時あるいは点検時に補修、修繕の必要ある物を発見したときは、軽微な修繕（補修塗装を含む）については、業務従事者で実施する。
  - ③本業務に関わりのない機器等で障害等を発見したときは、業務責任者の指示を仰ぐ。
- (4) 本業務の履行により生じた不用物は、適切な処理を行う。
- (5) 別途工事が施工される場合は、その工事関係者と協調を図り、全ての工事が円滑に行われるよう協力する。

### 3 維持管理業務

#### 3-1 備品管理業務

県備品並びに県営サンアリーナに帰属する各種備品について、その数量及び状態を確認し、常に良好な状態で利用できるように管理を行う。

##### ①日常管理業務

- i 什器備品及びスポーツ器具等の設置及び収納は、原則利用者が行うものとし、その設置方法、設置場所、収納方法等について安全に、また備品の損傷を防ぐため指導援助を行う。
- ii 使用後は、収納場所を整理整頓し、備品の状態についてチェックし、補修を要する場合には、その対応を行う。

##### ②定期点検業務

- i 備品台帳により、現品の状態及び数量等の確認を定期的実施し、必要に応じ補充及び補修等の対応を行う。
- ii 破損廃棄等により、県有備品リストの増減が発生する場合は、事前に県に報告し承認を得るものとする。

#### 3-2 清掃業務

##### 3-2-1 業務内容

指定箇所の日常並びに定期清掃を主たる業務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、業務仕様にに基づき行う。

##### ①日常清掃

##### 【床清掃】

	場所	素材	備考
会議棟 1階	エントランスホール	御影石	
	ホール階段	御影石	
	V I P 玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
	ラウンジ通路	タイルカーペット	
	国際会議室	タイルカーペット	使用後
	第3会議室	タイルカーペット	使用後
	V I P 廊下・通訳室通路	タイルカーペット	使用前日及び使用後
	階段室 1	タイルカーペット	
	レセプション前トイレ	タイル	
	第一特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
	V I P 前トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
	エスカレーター	ステンレス	
	ラウンジ	絨毯	
	レセプションルーム	絨毯	
	第1特別室	絨毯	使用後
	第4会議室	絨毯	使用後
	レセプション横廊下	塩ビシート	
	パントリー	塩ビシート	
給湯室	塩ビシート		
エレベーター	1台		
会議棟 2階	和室	畳	使用後
	ラウンジ	塩ビシート	
	役員室	タイルカーペット	
	管理事務室	タイルカーペット	
	応接室	タイルカーペット	
	第5会議室	タイルカーペット	使用後
	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	使用後
	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	
	トイレ	タイル	
	第2特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
	第2特別室	絨毯	使用前日及び使用後
	事務所給湯室	塩ビシート	
給湯室	塩ビシート		
サブ1階	フィットネスルーム	マット	
	サブアリーナ床	フローリング	

場所	素材	備考	
サブアリーナ前廊下	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	
	通用口廊下	ビニールタイル	
	自販機コーナー	ビニールタイル	
	授乳室	ビニールタイル	
	控室	タイルカーペット	
	放送室	タイルカーペット	
	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	
	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	
	避難通路 東側	タイルカーペット	
	避難通路 西側	タイルカーペット	
	観客席 床	タイルカーペット	
	トイレ	タイル	
	警備室・トレーナー室	塩ビシート	
	トレーニングルーム	塩ビシート	
	更衣室	塩ビシート	
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	
サブ2階	風除室	御影石	
	観客席 通路	タイルカーペット	
	トイレ	タイル	
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	
	風除室	御影石	
	メインアリーナ 床	フローリング	
	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	使用後
	本部・役員室	タイルカーペット	使用後
	控室3	タイルカーペット	使用後
	控室5	タイルカーペット	使用後
	トイレA	タイル	
	トイレB	タイル	
	トイレC	タイル	
	トイレE	タイル	
	トイレG	タイル	
	トイレH	タイル	
	授乳室	塩ビシート	
	メインアリーナ 回廊	塩ビシート	
	第3・4・5更衣室	塩ビシート	
	控室4	塩ビシート	
	第2会議室	塩ビシート	使用後
	搬入事務室	塩ビシート	
	第6・7・8更衣室	塩ビシート	
	第1会議室	塩ビシート	使用後
医務室	塩ビシート	使用後	
階段室5, 6（A側階段）	塩ビシート		
メイン3階	エレベーターホール	御影石	
	トイレA～C	タイル	
	トイレC～E	タイル	
	トイレE～G	タイル	
	トイレG～A	タイル	
	観客席 床	カーペット	
	観客席 通路	カーペット	
	観客席（可動席）床	カーペット	
	ロビー東側	塩ビシート	
	ロビー南側	塩ビシート	
	ロビー西側	塩ビシート	
	3階 回廊	塩ビシート	

場所		素材	備考
	自販機コーナー	塩ビシート	
	売店コーナー	塩ビシート	
屋 外	V I P 玄関	御影石	
	B側出入口軒先	石材タイル	
	C出入口軒先	石材タイル	
	D側出入口軒先	石材タイル	
	E側搬入口軒先	石材タイル	
	F側出入口軒先	石材タイル	
	G側搬入口軒先	石材タイル	
	H側出入口軒先	石材タイル	
	スカイデッキ	石材タイル	
	東ペテストリアンデッキ	石材タイル	
	南ペテストリアンデッキ	石材タイル	
	西ペテストリアンデッキ	石材タイル	

【床以外清掃】

場所		素材	備考
会議棟 1階	エントランスホール	御影石	
	ホール階段	御影石	
	V I P 玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
	V I P 玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
	ラウンジ通路	タイルカーペット	
	国際会議室	タイルカーペット	使用後
	第3会議室	タイルカーペット	使用後
	V I P 廊下・通訳室通路	タイルカーペット	使用前日及び使用後
	階段室 1	タイルカーペット	
	レセプション前トイレ	タイル	
	第一特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
	V I P 前トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
	エスカレーター	ステンレス	
	ラウンジ	絨毯	
	レセプションルーム	絨毯	
	第1特別室	絨毯	使用前日及び使用後
	第4会議室	絨毯	使用後
	レセプション横廊下	塩ビシート	
	パントリー	塩ビシート	
	給湯室	塩ビシート	
エレベーター	1台		
会議棟 2階	和室	畳	使用後
	ラウンジ	タイルカーペット	
	役員室	タイルカーペット	使用後
	管理事務室	タイルカーペット	使用後
	応接室	タイルカーペット	使用後
	第5会議室	タイルカーペット	使用後
	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	使用後
	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	
	トイレ	タイル	
	第2特別室トイレ	石材	使用前日及び使用後
	第2特別室	絨毯	使用前日及び使用後
	事務所給湯室	塩ビシート	
	給湯室	塩ビシート	
サブ 1階	フィットネスルーム	マット	
	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	
	通用口廊下	ビニールタイル	

	場所	素材	備考
	自販機コーナー	ビニールタイル	
	授乳室	ビニールタイル	
	控室	タイルカーペット	
	放送室	タイルカーペット	
	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	
	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	
	避難通路 東側	タイルカーペット	
	避難通路 西側	タイルカーペット	
	トイレ	タイル	
	警備室・トレーナー室	塩ビシート	
	トレーニングルーム	塩ビシート	
	第1・2更衣室	塩ビシート	
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	
	風除室	御影石	
	観客席 通路	タイルカーペット	
サブ2階	トイレ	タイル	
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	
	風除室	御影石	
	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	
	本部・役員室	タイルカーペット	使用後
	控室3	タイルカーペット	使用後
	控室5	タイルカーペット	使用後
	トイレA	タイル	
	トイレB	タイル	
	トイレC	タイル	
	トイレE	タイル	
	トイレG	タイル	
	トイレH	タイル	
	メインアリーナ 回廊		
	第3・4・5更衣室	塩ビシート	
	控室4	塩ビシート	使用後
	搬入事務室	塩ビシート	
	第6・7・8更衣室	塩ビシート	
	第1会議室・第2会議室	塩ビシート	
医務室	塩ビシート		
階段室5・6（A側階段）	塩ビシート		
メイン3階	エレベーターホール	御影石	
	トイレA～C	タイル	
	トイレC～E	タイル	
	トイレE～G	タイル	
	トイレG～A	タイル	
	観客席 通路	カーペット	
	ロビー東側	塩ビシート	
	ロビー南側	塩ビシート	
	ロビー西側	塩ビシート	
	3階 回廊	塩ビシート	
	自販機コーナー	塩ビシート	
	売店コーナー	塩ビシート	



【メインアリーナ、サブアリーナの座席清掃】

場所		材質	席数	備考
メインアリーナ	固定観客席	布地貼り	4980	特に食事場所として使用した後
	電動可動席	布地貼り	2180	特に食事場所として使用した後
サブアリーナ	固定観客席	布地貼り	1002	特に食事場所として使用した後

【更衣室、シャワールーム清掃】

場所		材質	備考
メイン	シャワールーム6ヶ所	タイル	
サブ	シャワールーム2ヶ所	タイル	

【その他清掃】

場所		材質	備考
野外	建物周辺	インターロッキング	
	緑地帯	植込地・芝生	
照明器具	蛍光灯		
	カバー付蛍光灯		
	ダウンライト		

【イベント時の巡回清掃】

場所		素材	備考
会議棟1階	エントランスホール	御影石	イベント等の利用時
	ホール階段	御影石	イベント等の利用時
	VIP玄関ホール	御影石	イベント等の利用時
	レセプション	タイル	イベント等の利用時
	VIP前トイレ	石材タイル	イベント等の利用時
会議棟2階	トイレ	タイル	イベント等の利用時
サブ1階	自販機コーナー	ビニールタイル	イベント等の利用時
	トイレ	タイル	イベント等の利用時
サブ2階	トイレ	タイル	イベント等の利用時
メイン2階	トイレA・B・C・E・G・H・授乳室	タイル	イベント等の利用時
メイン3階	トイレA～G	タイル	イベント等の利用時

②特別清掃

上記、日常清掃と別にトイレ及び特殊床の特別清掃を実施する。

【トイレ特別清掃】

場所		素材	回数/年	備考
会議棟2階	管理事務所横トイレ	タイル	1	
サブ1階	トイレ	タイル	1	
サブ2階	トイレ	タイル	1	
メイン2階	トイレA・B・C・E・G・H	タイル	1	
メイン3階	トイレA・B・C・D・E・F・G	タイル	1	
会議棟1階	レセプション前トイレ	タイル	1	
	第1特別室トイレ	石材タイル	1	
	VIP前トイレ	タイル	1	
会議棟2階	第2特別室トイレ	タイル	1	

【硬質床特別清掃】

場所		素材	回数/年	備考
会議棟1階	エントランスホール	御影石	2	
	ホール階段	御影石	2	
	VIP玄関ホール	御影石	2	
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	2	

	風除室	御影石	2	
その他	V I P 玄関	御影石	2	
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	2	
	風除室	御影石	2	
	エレベーターホール	御影石	2	
サブ1階	第1更衣室	タイル	2	
	第2更衣室	タイル	2	
メイン2階	第3更衣室	タイル	2	
	第4更衣室	タイル	2	
	第5更衣室	タイル	2	
	第6更衣室	タイル	2	
	第7更衣室	タイル	2	
	第8更衣室	タイル	2	
メイン3階	スカイデッキ	石材タイル	1	
	東ペテストリアンデッキ	石材タイル	1	
	南ペテストリアンデッキ	石材タイル	1	
	西ペテストリアンデッキ	石材タイル	1	

【繊維床特別清掃】

	場所	素材	回数/年	備考
会議棟1階	ラウンジ通路	タイルカーペット	1	
	国際会議室	タイルカーペット	1	
	第3会議室	タイルカーペット	1	
	V I P 廊下・通訳室通路	タイルカーペット	1	
	階段室1	タイルカーペット	1	
会議棟2階	ラウンジ	塩ビシート	1	
	役員室	タイルカーペット	1	
	管理事務所	タイルカーペット	1	
	応接室	タイルカーペット	1	
	第5会議室	タイルカーペット	1	
	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	1	
	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	1	
サブ1階	控室	タイルカーペット	1	
	放送室	タイルカーペット	1	
	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	1	
	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	1	
	避難通路 東側	タイルカーペット	1	
	避難通路 西側	タイルカーペット	1	
サブ2階	観客席 床	タイルカーペット	1	
	観客席 通路	タイルカーペット	1	
メイン2階	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	1	
	本部・役員室	タイルカーペット	1	
	控室3	タイルカーペット	1	
	控室5	タイルカーペット	1	
	階段室9・10（V I P 観客席）	タイルカーペット	1	
会議棟1階	ラウンジ	絨毯	1	
	レセプションルーム	絨毯	1	
	第1特別室	絨毯	1	
会議棟1階	第4会議室	絨毯	1	
会議棟2階	第2特別室	絨毯	1	
メイン3階	観客席 床	カーペット	1	
	観客席 通路	カーペット	1	
	観客席（可動席）床	カーペット	1	

【弾性床特別清掃】

場所		素材	回数/年	備考
サブ1階	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	2	
	通用口廊下	ビニールタイル	2	
	自販機コーナー	ビニールタイル	2	
	授乳室	ビニールタイル	2	
会議棟1階	レセプション横廊下	塩ビシート	2	
	パントリー	塩ビシート	2	
	給湯室	塩ビシート	2	
会議棟2階	事務所給湯室	塩ビシート	2	
	給湯室	塩ビシート	2	
	レストラン食堂	塩ビシート	2	
サブ1階	警備室・トレーナー室	塩ビシート	2	
	トレーニングルーム	塩ビシート	2	
	第1・2更衣室	塩ビシート	2	
メイン2階	メインアリーナ 回廊	塩ビシート	2	
	第3・4・5更衣室	塩ビシート	2	
	控室4	塩ビシート	2	
	第2会議室	塩ビシート	2	
メイン2階	搬入事務室	塩ビシート	2	
	第6・7・8更衣室	塩ビシート	2	
	第1会議室	塩ビシート	2	
	医務室	塩ビシート	2	
	階段室5・6（A側階段）	塩ビシート	2	
	階段室7・8（E側階段）	塩ビシート	2	
メイン3階	ロビー北側	塩ビシート	2	
	ロビー東側	塩ビシート	2	
	ロビー南側	塩ビシート	2	
	ロビー西側	塩ビシート	2	
	3階 回廊	塩ビシート	2	
	自販機コーナー	塩ビシート	2	
	電話コーナー	塩ビシート	2	
	売店コーナー	塩ビシート	2	

【ガラス・サッシ枠特別清掃】

場所		面積	回数/年	備考
施設内	ガラス・サッシ枠	1282	2	

3-2-2 作業時間

通常は、8時45分から17時15分の間に行う。ただし、貸館の使用状況に応じて早朝、夜間に清掃を必要とする場合は、この限りではない。また、清掃作業は、貸館の使用状況に応じて、貸館業務に支障を来さないよう行うものとする。

3-2-3 作業管理

作業の実施にあたっては、作業従事者の安全に十分配慮し、衛生及び火気の取り扱いについて注意するとともに、貸館利用者の安全確保のために次の事項について十分注意する。

- ①塵埃を飛散させない。
- ②清掃器具、使用物品の取り扱いに注意し、三重県営サンアリーナ施設・備品等を損傷しない。
- ③消防法第2条第7号に規定する発火性、又は引火性の危険物は絶対に使用しない。
- ④作業が一般利用者の支障にならないよう注意する。

3-2-4 業務仕様

(1) 定期清掃・巡回日常清掃

- ① 玄関ホール

【床の清掃】

除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 バフingパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。
隅	自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
水拭き	部分水拭き（汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。）

【床以外の清掃】

フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵
扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。
什器	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで拭き及び乾拭きをする。
金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

【日常巡回清掃】

床 [弾性床・硬質床]	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
灰皿	吸殻収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。

②事務室

【床の清掃】

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。（容易に除去できるしみ取りを含む）

【床以外の清掃】

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
-----	------	---------------------------------------

③会議室

【床の清掃】

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。（容易に除去できるしみ取りを含む）

【床以外の清掃】

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
什器備品	拭き	タオルで水拭きをする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

④廊下及びエレベーターホール

【床の清掃】

弾性床・硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。（容易に除去できるしみ取りを含む）

【床以外の清掃】

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
-----	------	---------------------------------------

【日常巡回清掃】

弾性床・硬質床	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く
繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスーパードライヤーで回収して除塵する。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。

⑤便所及び洗面所

【床の清掃】

弾性床・硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。

【床以外の清掃】

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
洗面台及び水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。
衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分はタオルで拭き及び乾拭きする。

【日常巡回清掃】

床〔弾性床・硬質床〕	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
洗面台	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
鏡	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。

⑥湯沸室

【床の清掃】

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	全面水拭き	全面をモップで水拭きをする。

【床以外の清掃】

流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。
厨芥収集	厨芥収集	容器を適正洗剤で清掃する。

【日常巡回清掃】

床〔弾性床・硬質床〕	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
------------	-------	-----------------------

⑦エレベーター

【床の清掃】

弾性床	除塵	真空掃除機で吸塵する。
	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く
硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。
フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。

【床以外の清掃】

壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。
扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。

【日常巡回清掃】

床〔弾性床・硬質床〕	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
------------	-------	-----------------------

⑧階段

【床の清掃】

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	全面水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で吸塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

【床以外の清掃】

手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

⑨メイン・サブアリーナフロアー

【床の清掃】

フローリング	除塵	全面モップで乾拭きをする。
--------	----	---------------

⑩アリーナ観客席床

【床の清掃】

繊維床	除塵	真空掃除機による除塵
	しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。

【床以外の清掃】

手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

⑪アリーナ観客席（布地椅子）

〔メインアリーナ 固定数；4,890席・可動席；2,180席 / サブアリーナ 固定席；1,002席〕

繊維床	除塵	真空掃除機による除塵
	しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。

⑫シャワールーム及び脱衣室

【床の清掃】

硬質床〔浴室・シャワールーム内〕	洗浄	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。
弾性床又は木床〔更衣室〕	除塵	①自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する ②真空掃除機を併用する除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	拭き	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水洗いする。
繊維床	除塵	真空掃除機で吸塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

【床以外の清掃】

壁〔浴室・シャワーブース内〕	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする
扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。
洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
鏡	拭き	乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。
椅子・洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。
水栓・シャワー金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く
排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。
足拭マット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる
脱衣箱、脱衣籠	拭き	タオルで拭き、整理する。
消耗品	補充	指定された消耗品（石鹸、ペーパー類）を補充する。

⑬屋外周辺

【出入口軒先・デッキ等の建物周辺】

除塵	自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
水拭き	汚れが目立つ部分をモップで水拭きする。

⑭その他清掃

【建物周辺インターロッキング】

拾い掃き	ごみ・落ち葉等の拾い掃き。巡回して粗ごみを拾う。
ごみ集積場清掃	日常の整理整頓を行い、必要に応じて清掃を行う。

【緑地帯】

拾い・掃き	ごみ・落ち葉等の拾い掃き。巡回して粗ごみを拾う。
散水	渇水時に軽微な散水をする

【照明器具】

拭き	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。 汚れが落ちない場合は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。
----	--

(2) ごみ処理

①ごみ収集

中継所から集積所までの運搬（ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は、区別して集積所まで運搬する。）

②分別

集められたごみは、種類ごとに分別する。

③梱包

集められたごみは、適当な分量に梱包する。

④回収回数

最低3日に1回は回収し、伊勢市清掃センターまで運搬し、処分をすること。

⑤年間ゴミ処理想定量

20,000kg程度（可燃物11,000kg程度、不燃物3,600kg程度、リサイクルゴミ5,400kg程度）

(3) 特別定期清掃

①トイレ

床・壁面・洗面台・扉及び便所面台洗浄（床保護剤が塗布されていない場合）

i 椅子等軽微な備品等の移動を行う。

ii 床面・壁面・洗面台・扉及び便所面台の除塵を行う。

ア. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵

隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。

イ. 真空掃除機を併用する除塵

隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。

iii 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。

iv 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

v 吸水機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

- vi 全面をモップで2回以上水拭きをして、汚水や洗淨分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- vii 移動した椅子等軽微な備品等を元の位置に戻す。

②御影石・石材タイル

一般床洗淨（床保護剤が塗布されていない場合）

- i 椅子等軽微な備品等の移動を行う。
- ii 床面の除塵を行う。
  - ア. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵
    - 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
  - イ. 真空掃除機を併用する除塵
    - 隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
- iii 面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないよう塗布する。
- iv 洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。
- v 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- vi 全面をモップで2回以上水拭きをして、汚水や洗淨分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- vii 移動した椅子等軽微な備品等を元の位置に戻す。

③絨毯・タイルカーペット

除塵	①真空掃除機で吸塵する。（容易に除去できるしみ取りを含む） ②カーペットスリーパーによる除塵 床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除陣する。
しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。
補修〔スポットクリーニング〕	バフイングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。
洗淨〔全面クリーニング〕	カーペット床全面を清掃し、丁寧に汚れを除去する。

④ビニールタイル・塩ビシート

表面洗淨を行う。ただし、汚れの目立つ部分については、剥離洗淨を行う。

【表面洗淨】

- i 椅子等軽微な備品等の移動を行う。なお、洗淨水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
- ii 床面の除塵を行う。
  - ア. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵
    - 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
  - イ. 真空掃除機を併用する除塵
    - 隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。
- iii 床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。
- iv 洗淨用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。
- v 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- vi 床全面をモップで2回以上水拭きして、汚水や洗淨分を除去した後、十分乾燥させる。
- vii 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りをし、十分に乾燥する。
- viii 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。
- ix 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

【剥離洗淨】

- i 椅子等軽微な備品等の移動を行う。なお、洗淨水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。
- ii 床面の除塵を行う。
  - ア. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵
    - 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する
  - イ. 真空掃除機を併用する除塵
    - 隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する
- iii 剥離用パッド（黒）を装着した床磨き機で洗淨する。
- iv 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- v 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。
- vi 床剤表面を中和させるため、床磨き機で水洗いを行う。
- vii 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- viii 床全面をモップで3回以上水拭きして、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。
- ix 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。



x 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回（格子塗り）とする。

【補修（空バフing〔スプレークリーニング〕）】

- i 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。  
なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。
- ii 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフingを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。

⑤ガラス・サッシ

【窓ガラス洗浄】

ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。

- i ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ii ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。なお、熱線反射ガラスは金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によって傷がつくおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。さらに、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

【外部建具】

- i 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
- ii 適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。
- iii タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

3-3 浄化槽維持管理業務

3-3-1 業務内容

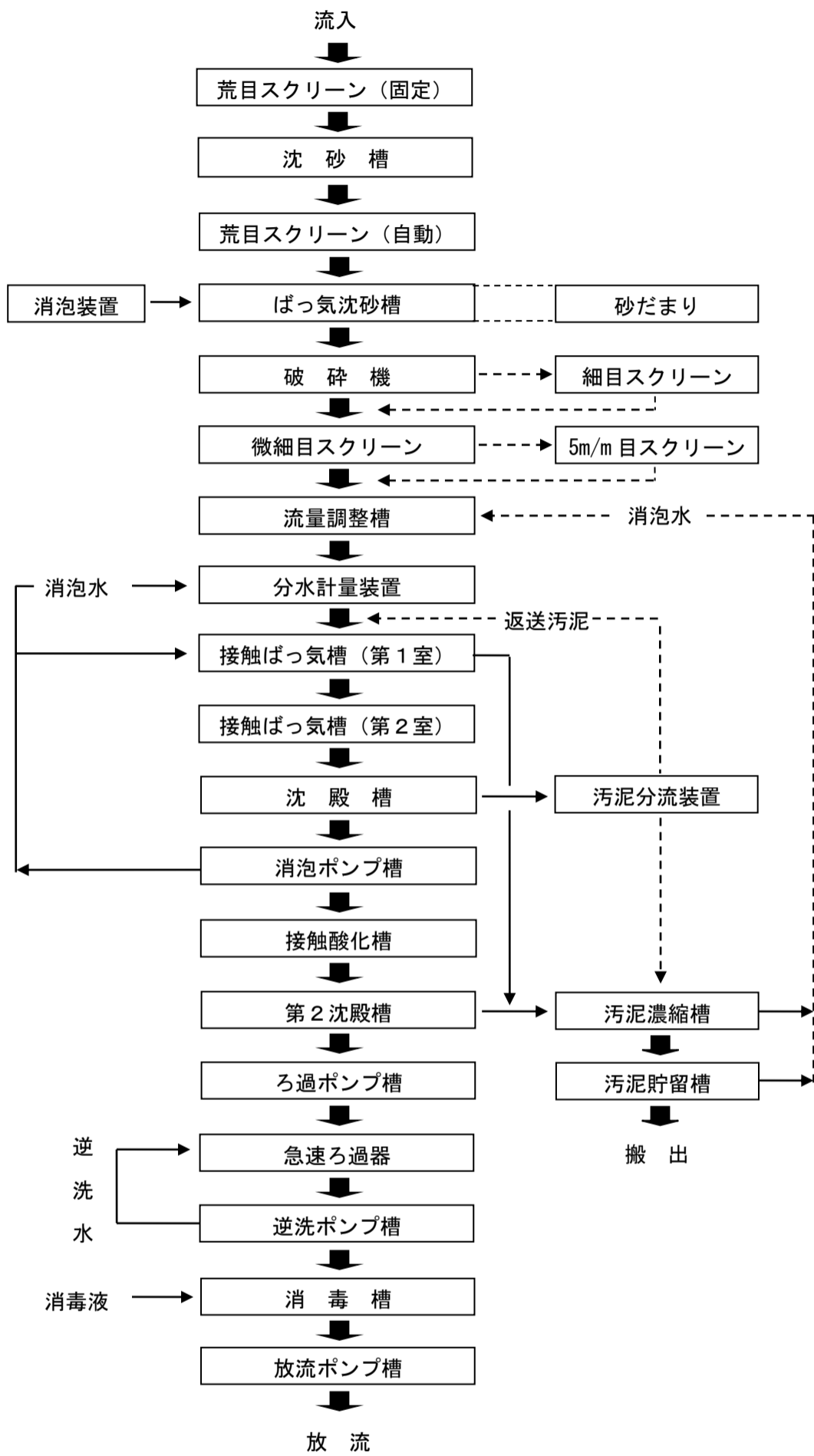
浄化槽法及び厚生労働省関係浄化槽法施行規則第2条（保安点検の技術上の基準）により、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う。

3-3-2 業務仕様

下記項目について、定期的に資格を有する技術者により行う。

工 種	内 訳	数量	単位	摘 要
保守管理業務	①ポンプ類、破砕機、送風機等の電圧電流、給油状況、異音の有無、振動の有無、ポンプ類の揚水状況、軸受の発熱の有無、レベルスイッチの点検調整 ②スクリーン及び沈砂地の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンかす及び汚泥、土砂の場外搬出作業 ③ばつ気槽混合液の色相、臭気、水素イオン濃度、30分沈降汚泥の状況、送気量の調整及び返送汚泥量調査 ④沈澱地のスカム及び汚泥の除去、調整 ⑤処理水の水温、色相、臭気、透明度、水素イオン濃度等の簡易水質検査 ⑥放流水の残留塩素検査、消毒薬品の有無、補充 ⑦機械室内、処理施設内の清掃 ⑧オイル、小規模用品等の消耗品の補充	52	回	
水質検査業務	法令に基づく放流水の水質試験検査 i 月1回検査項目 ii 週1回検査項目	12 40	回 回	PH、BOD、遊離残留塩素、全窒素、全リン、COD、SS、大腸菌群数 COD、T-N、T-P
汚泥採取業務		150	m <sup>3</sup>	

3-3-3 浄化槽処理フロー



3-4 周辺緑地維持管理業務

3-4-1 業務内容

県営サンアリーナの来館者が快適に過ごせるように空間、景観を確保するための、建物周辺敷地内緑地の除草、芝刈り、樹木剪定、防虫害防除、施肥等を行うものであり、年間を通じ貸館利用状況に応じて適切に管理する。

① 期管理業務（本数は平成 27 年 4 月 1 日現在）

	費目	樹種等	施工名称	数量	単位	備考
剪定業務	高木管理	ケヤキ	剪定（冬期 1 回）	19	本	
		クスノキ	剪定（冬期 1 回）	14	本	
		サクラ	剪定（冬期 1 回）	5	本	
	亜高木管理	ウメ	剪定（夏期 1 回）	2	本	
		ヤマモモ	剪定（夏期 1 回）	8	本	
		モミジ	剪定（夏期 1 回）	2	本	
		ヒイラギモクセイ	剪定（夏期 1 回）	2	本	
		アラカシ	剪定（夏期 1 回）	2	本	
		クロガネモチ	剪定（夏期 1 回）	4	本	
		スダジイ	剪定（夏期 1 回）	10	本	
		サザンカ	剪定（夏期 1 回）	43	本	
	キンモクセイ	剪定（夏期 1 回）	65	本		
	低木管理	寄せ植え	剪定（夏期 1 回）	2,577	m <sup>2</sup>	
他管理	剪定枝等処分		1	式		
防虫害防除業務	高木管理	ケヤキ	防虫害防除（1 回）	19	本	
		クスノキ	防虫害防除（1 回）	14	本	
		サクラ	防虫害防除（1 回）	5	本	
	亜高木管理	ウメ	防虫害防除（1 回）	2	本	
		ヤマモモ	防虫害防除（1 回）	8	本	
		モミジ	防虫害防除（1 回）	2	本	
		ヒイラギモクセイ	防虫害防除（1 回）	2	本	
		アラカシ	防虫害防除（1 回）	2	本	
		クロガネモチ	防虫害防除（1 回）	4	本	
		スダジイ	防虫害防除（1 回）	10	本	
		サザンカ	防虫害防除（1 回）	43	本	
	キンモクセイ	防虫害防除（1 回）	65	本		
	低木管理	寄せ植え	防虫害防除（1 回）	2,577	m <sup>2</sup>	
施肥業務	高木管理	ケヤキ	施肥（冬期 1 回）	19	本	
		クスノキ	施肥（冬期 1 回）	14	本	
		サクラ	施肥（冬期 1 回）	5	本	
	亜高木管理	ウメ	施肥（冬期 1 回）	2	本	
		ヤマモモ	施肥（冬期 1 回）	8	本	
		モミジ	施肥（冬期 1 回）	2	本	
		ヒイラギモクセイ	施肥（冬期 1 回）	2	本	
		アラカシ	施肥（冬期 1 回）	2	本	
		クロガネモチ	施肥（冬期 1 回）	4	本	
		スダジイ	施肥（冬期 1 回）	10	本	
		サザンカ	施肥（冬期 1 回）	43	本	
	キンモクセイ	施肥（冬期 1 回）	65	本		
	低木管理	寄せ植え	施肥（冬期 1 回）	2,577	m <sup>2</sup>	
その他		芝生刈込	年 2 回	2,808	m <sup>2</sup>	
		芝生施肥	年 1 回	1,404	m <sup>2</sup>	
		芝生除草剤散布	年 1 回	1,404	m <sup>2</sup>	
		抜根除草	年 2 回	1,918	m <sup>2</sup>	
		日本庭園管理	年 6 回			砂利敷部 抜根除草・砂利模様付
		緑地散水管理	年 20 回			

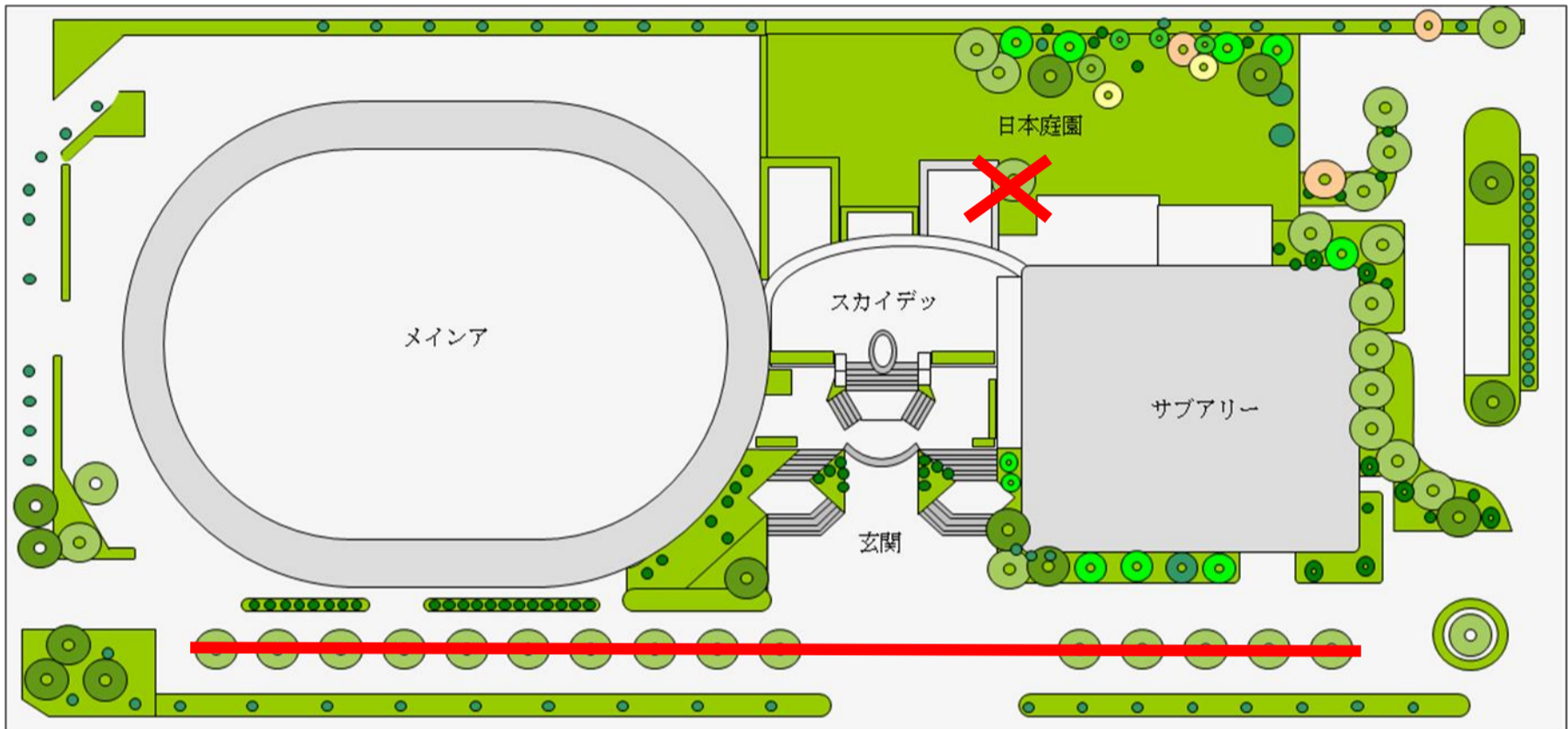
※施肥・防虫害防除については、管理の状況に応じて施工を行うかどうかを決定

②日常管理業務

上記定期業務と別に、季節および状況に応じ概ね以下の頻度で、周辺緑地の防虫害防除ならびに樹木剪定を行なうものとする。

- 〈12月～2月〉 月1回程度
- 〈11月および3月〉 月2回程度
- 〈4月～10月〉 毎週1回程度

【周辺緑地レイアウト】



- |       |  |           |  |            |  |
|-------|--|-----------|--|------------|--|
| ケヤキ；  |  | モミジ；2     |  | サザンカ；      |  |
| クス；   |  | ヒイラギモクセイ； |  | キンモクセイ；    |  |
| サクラ；5 |  | アラカシ；     |  | 寄せ植え；2577㎡ |  |
| ウメ；2  |  | クロガネモ     |  |            |  |
| ヤマモモ； |  | スダジイ；10   |  |            |  |

4 保安警備業務

4-1 業務内容

県営サンアリーナの来訪者等の安全確保や施設・設備・機器類のならびに規律及び風紀を維持し、安全・快適なアリーナ空間を確立するための館内保安警備を行う。

- ①来訪者等が安全かつ、快適に滞在できるように館内の秩序維持
- ②物品、施設等の安全管理、器物損壊の防止及び阻止
- ③火災等災害発生の恐れがある状態の早期発見及び、処置ならびに災害の拡大阻止
- ③搬出入作業者の監視
- ④立入り禁止区域（箇所）への立ち入り者の発見及び、処置
- ⑤規律、風紀を乱す不良行為、不正行為及び、加害行為等の発見及び、処置
- ⑥貸館施設使用後の利用者退館確認、戸締り確認
- ⑦その他、不測の事態の防止と阻止

4-2 夜間警備

夜間においては概ね以下の通り専任の常駐警備体制を定めこれにあたるものとする。

- i 午後5時から午後7時まで 1名
- ii 午後7時から翌日午前8時まで 2名
- iii 午前8時から午前9時まで 1名

#### 4-3 特別警備

上記と別に、臨時休館日等に必要に応じ、9時から17時まで 1名

#### 4-4 館内外巡回パトロール

通常勤務時間内に必要に応じ適時に、また夜間においては毎日数回、館内外の巡回パトロールを行う。

### 5 設備運転管理業務

#### 5-1 業務内容

- (1) 県営サンアリーナの施設に設置されている電気設備、冷暖房設備（遠方操作、状態監視を含む）、給排水設備、衛生設備、消防設備の日常監視点検、記録、機器の操作等の業務
- (2) 冷暖房設備、給排水設備、衛生設備の通常定期点検業務
- (3) 受水槽、貯湯槽の点検清掃、水質検査、ネズミ・害虫の防除、室内照度測定、室内空気環境測定、排気煤煙濃度測定等の施設環境維持管理業務

#### 5-2 設備運転管理業務の種類

##### ①設備操作監視管理業務

##### 【電気設備・機械設備各共通事項】

業務内容	点検回数
・運転日誌の記録（主要機器の運転状態、電流、異音、振動、温度等）	毎日
・異音、異臭、振動等運転状態の点検	毎日
・配管、弁類からの漏水、漏油の点検	毎日
・各計器の指示値の確認	毎日

##### 【監視制御設備】

業務内容	点検回数
・中央監視盤の監視とシステムによる機器の操作及び運転時間の設定	毎日
・防災盤の監視と操作	随時
・各部屋空気環境維持の為に温湿度設定と換気操作	毎日
・各機器の状態表示と計測指示値の確認（受電盤、空調機盤、監視TV盤含む）	毎日
・データロガの監視、操作と記録整理	随時
・各機器の事故発生時における現場確認と応急復旧操作並びに関係者への連絡	随時

##### 【受変電設備】

業務内容	点検回数
・運転日誌の記録（Kw:Kwh:V:A:PF日集計）と電気開閉所の巡視点検	毎日
・巡視点検、記録（高圧機器・キュービクル・分電盤・電気開閉所）	月1回
・主要機器、接続端子部の温度監視	月1回
・最大需要電力使用時の記録（Kw:V:PF）	随時
・最大電力、力率の制御と操作	随時
・最大電力の記録、レストラン電気使用量の日報、月報、年計表の作成	毎日
・受変電設備年次点検立会及び機器操作	年1回
・電力会社等との連絡調整	随時
・電力会社検針の立会	月1回
・電気室の清掃	随時
・配電線停電時、構内電気事故、故障時等の応急復旧操作と、関係者への連絡	随時
・電気事故、故障停電、作業停電の記録	随時
・その他保安規程に基づく点検	随時

##### 【電灯動力設備（低圧分電盤・動力制御盤）】

業務内容	点検回数
・巡視点検、記録（制御盤・分電盤・配線・電気機械器具を含む）	月1回
・漏洩電流の測定（トランス2次側接地線、各フィーダー）	月1回

・電気機械器具の接地線の点検立会	年1回
・絶縁抵抗の測定(分電盤以降負荷側)立会	年1回
・鳥羽二見ライン道路下歩道用照明器具の絶縁測定	年1回
・仮設電気設備の工事及び送電時の試験立会	随時
・照明器具、配線器具等の外観点検	毎日
・照明器具のランプ交換	随時
・その他保安規程に基づく点検	随時

【発電機設備(625KVAガスタービン1式)・防災拠点用(25KVAディーゼル1式)】

業務内容	点検回数
・発電機の試運転及び点検記録	月1回
・非常時の発電機の運転	随時
・発電電力量月報の作成(送電時のみ)	随時
・付属蓄電池の点検(液面の確認と均等充電)	月1回
・消防法法定点検の立会	年2回
・その他保安規程に基づく点検	随時

【地下タンク設備】

業務内容	点検回数
・地下オイルタンク貯蔵設備の機能点検	月1回
・地下オイルタンクの漏洩点検	週1回
・地下オイルタンク貯蔵設備の外観点検	毎日

【直流電源設備(整流装置、蓄電池)】

業務内容	点検回数
・巡視点検、記録	毎日
・蓄電池の点検(液面の確認と均等充電、フォークリフト含む)	月1回
・消防法年次点検の立会	年2回
・フォークリフトの充電	随時
・その他保安規程に基づく点検	随時

【電話設備】

業務内容	点検回数
・電話設備定期点検、改修、修繕工事の立会	随時
・臨時電話用電話機の取付、取外し	随時

【時計設備】

業務内容	点検回数
・時計設備(74台)定期点検、改修、修繕工事の立会	随時
・停電復旧時親時計の指針調整	随時
・子時計の指針調整	随時

【消防設備】

業務内容	点検回数
・誘導灯(198台)および誘導標識(2基)の蓄電池の外観点検	月1回
・非常灯蓄電池(メイン16台、サブ6台。管理会議棟3台)の外観点検	月1回
・防火戸(11基)の外観点検	月1回

【構内配電線路設備】

業務内容	点検回数
・マンホール蓋の外観点検(電気専用22箇所、消防用水3箇所)	月1回
・マンホール内部配線の確認	年1回
・マンホール内浸透水の排出(豪雨の後)	随時

【屋外投光器設備】

業務内容	点検回数
・投光器灯具（24 台）及び制御盤（3 面）の外観点検	毎日
・制御盤の機能点検	月 1 回
・外灯、投光器の操作と臨時設置	随時

【屋外照明設備】

業務内容	点検回数
・投光器灯具（40 台）の外観点検	月 1 回
・ポール灯具（42 基）の外観点検	月 1 回

【避雷設備】

業務内容	点検回数
・避雷針（メイン、サブ、スカイデッキ、計 3 基）先端部及び導体の外観点検	月 1 回
・接地端子盤（2 面）の外観点検	月 1 回

【冷熱源機設備】

業務内容	点検回数
・冷温水発生機（3 基）各号機冷温水入口、出口温度の記録	毎日
・各号機冷却水入口、出口温度の記録（冷房期間のみ）	毎日
・各号機再生器の温度、真空度の記録	毎日
・各号機冷媒ポンプ、吸収ポンプ運転状態の確認	毎日
・各号機ガス漏れ有無の確認	毎日
・各号機燃焼、異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日
・各号機電流値、冷温水設定温度の記録	毎日
・冷却塔（3 基）各号機電流値、導電率、酸性度の記録（冷房期間のみ雨天除く）	毎日
・各号機散水状態の確認（冷房期間のみ）	毎日
・各号機ジオネオラ菌検査	年 1 回
・各号機冷却塔の外観点検	毎日
・各号機冷却塔の外観点検（冷房期間のみ）	月 1 回
・冷却水、冷温水ポンプ（冷却水 3 台、冷温水 1 次 3 台、2 次 3 台）各号異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日
・各号機電動機電流値の記録	毎日
・各号機外観点検	月 1 回
・1 次ヘッダー、2 次ヘッダー、還ヘッダー各温度、圧力の記録	毎日
・エアコン（PAC エアコン 30 台、WAC エアコン 14 台）各号機電流値の記録	毎日
・各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日
・各号機室外機の外観点検	月 1 回

【温熱源機設備】

業務内容	点検回数
・温水ヒータ（2 基）各号機燃焼、異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日
・各号機ガス漏れ有無の確認	毎日
・給湯循環ポンプ（1 次 2 台、2 次 1 台）各号機電流値の記録	毎日
・各号機温水入口、出口温度の記録	毎日
・貯湯槽（2 基）点検清掃	年 1 回

【冷暖房関連設備】

業務内容	点検回数
・エアハンドリングユニット（メイン 8 台、サブ 4 台、管理会議棟 4 台）外観点検	月 1 回
・各号機電流値の記録	毎日
・各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日
・送風機（16 台）、排風機（55 台、トイレ用含む）各号機電流値の記録	毎日
・各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日
・天井扇（FV タイプ、メイン 12 台、サブ 12 台、管理会議棟 18 台）の外観点検	年 1 回

【昇降機設備】

業務内容	点検回数
・ エスカレーターの外観点検	毎日
・ エレベーターの外観点検	毎日
・ 照明器具のランプ交換(支給品のみ)	随時

【給水設備】

業務内容	点検回数
・ 受水槽の外観点検	月1回
・ 雑用水の水質測定(外観・臭気・PH・残留塩素)	週1回
・ ウォータークーラー、電気湯沸し機の外観点検	月1回

【衛生器具設備】

業務内容	点検回数
・ 洗面器・手洗器・清掃用流し・シンクの外観点検	年2回
・ 小便器・大便器の機能点検	年2回
・ 排水トラップの外観点検	随時

【加圧給水ポンプ設備】

業務内容	点検回数
・ 飲用水ポンプ(2台)の外観点検	月1回
・ 飲用滅菌機用ポンプ(1台)の運転調整	随時
・ 雑用水ポンプ(2台)の外観点検	月1回
・ 雑用滅菌機用ポンプ(1台)の運転調整	随時
・ 空調補給水ポンプ(2台)の外観点検	月1回

【排水ポンプ設備】

業務内容	点検回数
・ 電気開閉所湧水ポンプ(2台)の機能点検	月1回
・ 発電機室湧水ポンプ(2台)の機能点検	月1回
・ 発電機室雑用水槽補給水ポンプ(1台)の機能点検	月1回
・ 機械室8 湧水ポンプ(2台)の機能点検	月1回
・ 機械室10 排水ポンプ(2台)の機能点検	月1回
・ 機械室11 排水ポンプ(2台)の機能点検	月1回

【消防設備】

業務内容	点検回数
・ 消防設備法定点検の立会	年2回
・ 消火器(109台)、消火設備(3基)の外観点検	月1回
・ スプリンクラー設備(館内1式)の外観点検	月1回
・ スプリンクラー設備の待機状態の記録	毎日
・ 屋内消火栓設備(29台)の外観点検	月1回
・ 屋内消火栓設備の待機状態の記録	毎日

【ガス漏れ警報設備】

業務内容	点検回数
・ ガス遮断弁コントロールユニット待機状態のチェック	毎日
・ ガス会社の検針立会	月1回

【その他】

業務内容	点検回数
・ 甲が管理する小破修繕(該当物件に対して他業者と業務委託していないもの)	随時
・ 空調設備・電気設備予備品の在庫管理	月1回
・ ガス、水道の使用量、主要機器運転時間等の日報、月報、年計表の作成	月1回



・施設排水溝及び敷地内(インターロッキング内)排水溝の清掃	年2回
-------------------------------	-----

## ②機械設備通常定期点検業務

### 【冷熱源機設備】

業務内容	点検回数
・冷温水発生機(3基)各号機冷暖房切り替え機能点検	年2回
・各号機冷房暖房期間機能点検	年2回
・空冷パッケージエアコン(11台)冷房・暖房機能点検	年2回
・空冷パッケージエアコン冷房専用機(2台)機能点検	年1回
・空冷マルチパッケージエアコン(室外機13台、室内機48台)冷房・暖房機能点検	年2回
・空冷ルームエアコン(4台)冷房・暖房機能点検	年2回
・ウォールスルー型エアコン(14台)冷房・暖房機能点検	年2回
・ファンコイルユニット(51台)冷房・暖房機能点検	年2回
・全熱交換機(38台)機能点検	年2回
・上記空調機フィルター清掃	年3回
・空気調和機(19台)冷房・暖房機能点検	年2回
・上記フィルター清掃	年3回
・冷却塔(3基)各号機機能点検各号機導電率計含む(冷房期間のみ)11月水抜き	年2回
・冷却塔各号機水抜き清掃(11月)	年1回
・冷却水ポンプ(3台)機能点検	年2回
・冷温水1次ポンプ(3台)機能点検	年4回
・冷温水2次ポンプ(3台)機能点検	年4回
・空調補給水ポンプ(10台)機能点検	年4回
・1次ヘッダー、2次ヘッダー、還ヘッダー、配管各機能点検	年1回
・上記膨張タンク(1台)機能点検	年1回
・ダクト(964m)点検	年2回
・配管(964m)点検	年1回
・吹出し・吸込み口(51箇所)点検	年2回
・ダンパー(69台)点検	年1回
・送風機・排風機(71台)機能点検	年2回
・送風機(16台)の風量測定	年1回
・フィルター(115箇所)清掃	年3回
・煙道および煙突(1箇所)点検	年3回
・導電率計(3台)点検	年3回
・煤煙濃度計(1台)点検	年12回

### 【衛生給排水設備】

業務内容	点検回数
・真空温水ヒータ(2基)各号機機能点検	年2回
・給湯循環1次ポンプ(2台)機能点検	年1回
・給湯循環2次ポンプ(1台)機能点検	年1回
・飲用加圧給水ポンプ(1台)機能点検	年2回
・雑用加圧給水ポンプ(1台)機能点検	年2回
・湧水槽排水ポンプ(11台)機能点検	年1回

### 【自動制御設備】

業務内容	点検回数
・各空調機器冷暖房切り替え時機能点検	年2回
・コントロール機器の警報・表示・操作・印字機能点検	年2回
・計量リモート機能点検	年2回

## ③施設環境維持管理業務

### 【給水設備】

業務内容	点検回数
・受水槽の法定清掃	年1回

・飲料水の法定水質測定(水の色・濁り・臭い・味・PH・残留塩素)	週1回
・飲料水の法定水質検査(一般項目)	年2回
・飲料水の法定水質検査(トリハロメタン関係と一般項目)	年1回
・雑用水の水質検査(大腸菌群・濁度)	年6回

【その他】

業務内容	点検回数
・室内空気環境測定	年6回
・室内照度測定	年6回
・鼠の防除	年2回
・害虫の防除	年2回
・排気煤煙濃度測定	年2回

5-3 対象機器

点検機器		数量	単位	備考
電気設備	照明器具配線器具等	24,367	m <sup>2</sup>	
	照明器具のランプ交換	24,367	m <sup>2</sup>	
	低圧分電盤	153	面	
	動力制御盤	35	面	
	高圧受電盤	39	面	
	ガスタービン発電機	2	基	
	整流装置、蓄電池	3	組	
構内配電線路設備	マンホール、ケーブル	22	箇所	
屋外照明設備	アリーナ外周外灯、水銀灯	65	基	
避雷設備	メイン及びサブアリーナ、スカイデッキ	3	基	
地下タンク設備	自家発電用、容量 3000L	1	基	
屋外投光器設備	制御盤	3	面	
監視制御設備	受電盤	1	面	
	空調機盤	1	面	
	監視テレビ盤	1	面	
	防災盤	1	面	
空調設備	冷温水発生機	3	台	
	パッケージ形空気調和機	48	台	
	真空式温水発生器	2	基	
	冷却塔	3	基	
	空気調和機	19	基	
	冷温水等ポンプ	20	台	
空調設備	送風機、排風機	71	台	
	全熱交換器	38	台	
	ヘッダ	3	台	
	膨張タンク	1	基	
	ファンコイルユニット	51	台	
	ダクト	964	m	
	配管	964	m	
	吹出し、吸込み口	51	箇所	
	ダンパー	69	台	
	煤煙濃度計	1	台	
	煙道及び煙突	1	基	
	導電率計	3	台	
	昇降機設備	エレベーター	1	台
エスカレーター		1	台	
給排水衛生設備	貯水槽	1	基	
	貯湯槽	2	基	
	電気温水器	7	台	

点検機器		数量	単位	備考
	ウォータークーラー	14	台	
	衛生器具	40	箇所	
消防設備	粉末消火器	107	台	
	粉末 소화設備	3	基	
	スプリンクラー	1	式	
	誘導灯、誘導標識	198	台	
	屋内消火栓	29	台	
	防火戸	11	台	
	消火ポンプ	1	台	
	スプリンクラーポンプ	1	台	

#### 5-4 資格

本業務を履行するにあたり、必要な資格は以下の通りとする。

- ①第3種電気主任技術者
- ②建築物環境衛生管理技術者
- ③第1種電気工事士
- ④危険物取扱者 乙種 第4類
- ⑤1級ボイラー技師
- ⑥第1種・第2種消防設備点検者
- ⑦貯水槽清掃作業監督者
- ⑧空気環境測定実施者
- ⑨防除作業監督者

#### 5-5 勤務体制

- ①業務を行うにあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者をあて、責任を持てる体制で業務を行う。  
※技術者とはその内容に応じ必要な知識及び技能を有するもので、取扱い機器に関連する国家免許及び技術講習修了者若しくは同等以上の技能を有する者をいう。

##### ②勤務体制

- i 勤務日・勤務時間は貸館状況、業務内容に応じ勤務割を行う。
- ii 勤務はサンアリーナの開館時間が365日、9時から21時までであることからイベント（スポーツ大会含む）等貸館内容に応じ始終業時刻を設定し勤務する。
- iii 9時以前及び21時以降の貸館が可能なことから、夜勤・早朝勤務を要する場合がある。

##### 【年間の基本勤務体制】

- ① 1名勤務日 ; 通常の開館日
- ② 2~3名勤務日 ; 月例点検日及び全館貸館日
- ③ 3名以上勤務日 ; 大規模イベントの貸館日

#### 6 特別定期保守点検業務

日常保守点検業務と別に、各設備の特別保守点検を実施する。また、管理対象設備・機器に不具合、事故、故障が発見された場合に、速やかに技術者による調査、点検、修理を行う。

##### 6-1 電気設備

###### 6-1-1 業務内容

- ①県営サンアリーナの施設に設置されている電気設備等について、電気事業法等関連法規に定められている定期点検および保守を行う。
- ②本保守点検は、電気主任技術者の指示に従い行うものとする。

6-1-2 点検整備機器

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考
電気室1	高圧引込盤	アレスター	LA	MASE-A	8.4KV 2500A LAU-K 引出ユニット付	
	高圧受電盤	3極断路器	DS	DEV-41-3E	7.2KV 600A 3PST フック棒 操作インタロック付	
		真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	
		方向地絡継電器	67	K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ	
		過電流継電器	51	CO-CHT-D2	5A 定格 3~8A INST30~80A 引出型 D2 ケース	受電用
				CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		不足電圧継電器	27	CV-UC3M-D2	AC 110V 60~80V DC110V 引出型	
		計器用変成器	VT (PT)	EP-0FH	6600V/110V 100VA 1.0級 6号A 全モールド 7.2KV 40KA 1A	
				CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド
		零相変成器	ZCT	OTG-N68	6.6KV 400A 6号A モールド	
				OTG-N104	6.6KV 600A 6号A モールド	
	零相蓄電器	ZPD	VOC-1M	6.6KV 6号A 250PF×3		
	サブアリーナ饋電盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作	
		方向地絡継電器	67	K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ	
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
	予備盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作	
		方向地絡継電器		K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ	
		過電流継電器		CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器		BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	5A 40倍 n>10 全モールド	
	コンデンサー主幹盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
	変圧器一次盤 (No.1~No.4)	真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作	
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
高圧発電機切替盤	遮断器	VSS	VS-66-16E	7.2KV 600A 12.5KA DC110V 0.4A 引出型 モーターチャージ4秒		
高圧コンデンサー盤 (No.1~No.4)	真空開閉器	VCS	HN-46X-2L1A	6.6KV 200A DC100V 操作 ラッチ式 ヒューズ溶断接点付		
	コンデンサー	SC		3相 6KV150Kvar		
	直列リアクトル	SR		3相 6KV9Kvar		
電気室2	一般照明盤	変圧器	TR1 φ		電灯用、屋内用、単相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV A200A 12.5KA 31.5KA 投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災報知器	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ	
	アリーナ照明盤	変圧器	TR1 φ		電灯用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)	

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考	
電気室3		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	電気音響電源盤	変圧器	TR1 φ			音響用、屋内用、単相 75KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	調光電源盤	変圧器	TR3 φ			調光用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災報知器	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	イベント用電灯盤	変圧器	TR1 φ			電灯用、屋内用、単相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	イベント用吊物空調動力盤	変圧器	TR3 φ			動力用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	大型画像装置電源盤	変圧器	TR3 φ			動力用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)	
高圧開閉器		LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付			
電力ヒューズ		PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
漏電火災警報機		LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
空調動力盤	変圧器	TR3 φ			動力用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)		
	高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付			
	電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
	漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
空調一般動力盤	変圧器	TR3 φ			動力用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)		
	高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付			
	電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
	漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
非常動力・アリーナ照明盤	変圧器	TR3 φ			動力用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)		
	高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入			

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考	
					ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
	非常電灯盤	変圧器	TR1 φ			動力用、屋内用、単相 150KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR		7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA 投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R		7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4		AC100/200V 50~80mA 5タップ	
		交直切替	MCDT			3P 300A	
	直流電源装置	充電装置		CR1A145-50SM		3相混合ブリッジ方式 交流入力 210V 直流出力自動負 荷電圧補償装置 90-110V	
		蓄電池		AMH300P-86F		容量 300AH 単電池数 86 個 アルカリ蓄電池	
	発電機室	非常用発電装置	エンジン			ガスタービン型式 単純開放サイクルー軸式 電気式起動 18KW	
発電機					開放保護型同期発電機 1800rpm ブラシレス励磁		
蓄電池				HS-700E		24V700Ah 鉛蓄電池 エンジン始動用	
蓄電池				HS-306E		24V30Ah 鉛蓄電池 制御用	
充電装置						入力 1φ200V 50/60HZ	
電気室	電気室 1、2、3	高圧母線			ブスバー方式		
		高圧母線			高圧絶縁電線方式		
		ケーブル			6KV		
		低圧回路				各盤の各 MCB 一括測定(不良の み分岐分電盤まで調査)以下低 圧回路は同じ	
		接地端子箱					
H出入口屋外		エンジン			ディーゼルエンジン 59PS 起動時間 40min		
		発電機			ブラシレス同期発電機 210/105V 25KVA 1800min		
		貯油槽			屋外設置 軽油 600L		
		給電負荷			照明		

【サブアリーナ】

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考
電気室	高圧受電盤	3極断路器	DS	DEV-41-3E	7.2KV 600A 3PST フック棒 操作インタロック付	
		真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	
		過電流継電器	51	C0-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	VT (PT)	EP-0FH	6600V/110V 100VA 1.0級 6号A 全モールド	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	7.2KV 40KA 1A 6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
	高圧饋電盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	
		過電流継電器	51	C0-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
	コンデンサー主幹板	遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	
		過電流継電器	51	C0-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース	
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド	
	高圧コンデンサー盤	遮断器	VCB	HA-12X-AIL	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作	

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考
		コンデンサー	SC		3相 6KV100Kvar	
		直列リアクトル	SR		3相 6KV6Kvar	
	一般照明・イベント電灯盤	変圧器	TR1 φ		動力用、屋内用、単相 150KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ	
	音響電源盤	変圧器	TR1 φ		音響用、屋内用、単相 50KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ	
	調光電源盤	変圧器	TR3 φ		調光用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ	
	一般イベント用動力盤	変圧器	TR3 φ		調光用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ	
	非常電灯盤				低圧(非常用電源より)	
	非常動力・アリーナ照明盤				低圧(非常用電源より)	
非常照明盤				低圧(非常用電源より)		
2PC-1 盤					低圧回路	
	接地端子箱					
	高圧母線				高圧絶縁電線式	
	高圧ケーブル				6KV	
	高圧母線				6KV	
					低圧回路	

【その他】

共通	シーケンス試験				
	避雷針				メイン及びサブアリーナ屋根
一般電気工作物	監視カメラ設備				
	電気時計設備				
	テレビ共同受信設備				
	インタホン設備				

6-1-3 業務仕様

- (1) 電気設備定期点検については、関連法規に定められた頻度と内容により行う。  
 (2) 非常用発電機関係及び非常照明用蓄電池関係は、消防法に基づく法定点検を年2回実施する。

【点検項目】

①負荷開閉器（高圧）

型式	点検箇所（項目）	点検内容	標準値及び許容値
断路器 負荷断路器 負荷開閉器	本体及び各部  (配線・接続部)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換  ④接触部の接触圧力調整、接触面の手入れ ⑤操作ロッドのピン脱落、取付ボルトの緩み点検 ⑥動作状態の確認 ①断線、短絡、腐食、接続部の緩み等異常の有無の点検 ②端子、接続部のボルトナットの緩みがあれば増締め	絶縁抵抗測定（許容値） 支持碍子 ①碍子、碍管 1000MΩ ②母線導体一括の場合 $\frac{10 \times \text{回路公称電圧 (V)}}{N \times 100} \text{ M}\Omega$ (N；碍子、碍管個数)  操作ロッド 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ
	試験（調整）測定	①絶縁抵抗測定 ・回路一大地間（通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする） ・同相間、異相間 ②開閉試験	
電力ヒューズ 流限ヒューズ	本体及び各部  (接触部)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認  接触状態の確認	
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・回路一大地間（通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする）	

②高圧遮断器

型式	点検箇所（項目）	点検内容	標準値及び許容値
真空型	本体及び各部 本体 動作機構 制御回路 導電部端子 碍子・碍管類  (操作機構)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 ピン類の脱落、取付ボルトの緩み点検	絶縁抵抗測定（許容値） 各相・大地間 10KV 以下 500MΩ 異相間 10KV 超過 1000MΩ 同相間 碍管、碍子 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ
	試験（調整）測定	①開閉動作試験（トリップテスト含む3回以上） ②手動開閉試験 ③絶縁抵抗測定 ・回路一大地間（通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする） ・同相間、異相間 ④動作回数計読値の記録	



③高圧電磁接触器

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
電磁形 真空形	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 ⑤電磁石接触面の発錆 内部汚損の有無	絶縁抵抗測定(許容値) 各相・大地間 10KV 以下 500MΩ 異相間 10KV 超過 1000MΩ 同相間 碍管、碍子 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ
	試験(調整)測定	①開閉動作試験(トリップテスト含む3回以上) ②手動開閉試験 ③絶縁抵抗測定 ・回路-大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする) ・同相間、異相間	

④変圧器

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
乾式 モールド型	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 巻線、大地間 一次巻線 50MΩ 巻線、相互間 二、三次巻線 02MΩ
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・巻線-大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする) ・巻線間  ※下記の項目については、指定したときのみ実施するものとし、通常の点検時はしない。 ・温度計誤差試験	

⑤計器用変成器

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
乾式 モールド型	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 「巻線、大地間」一次巻線 50MΩ 「巻線、相互間」二、三次巻線 02MΩ
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・巻線-大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする) ・巻線間	

⑥進相用コンデンサー

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
	本体及び各部 本体 放電装置 支持碍子	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 碍子、碍管 ①個々の場合 1000MΩ ②母線導体一括の場合 $\frac{10 \times \text{回路公称電圧 (V)}}{N \times 100} \text{ M}\Omega$
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・巻線-大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする)	

		る)	
--	--	----	--

⑦リアクトル

型 式	点検箇所(項目)	点 検 内 容	標準値及び許容値																																				
	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(標準値) 【巻線】 巻線・大地間・巻線相互間 (単位:MΩ)																																				
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・回路一大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする)	<table border="1"> <tr> <td>油温(°C)</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>電圧(KV)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66以上</td> <td>1200</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>15</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>6.6~19</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>6.6以下</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>低圧</td> <td colspan="5">2MΩ(許容値)</td> </tr> </table> 【制御回路】 回路大地間(許容値) 1MΩ	油温(°C)	20	30	40	50	60	電圧(KV)						66以上	1200	600	300	15	75	6.6~19	800	400	200	10	50	6.6以下	400	200	100	50	25	低圧	2MΩ(許容値)				
油温(°C)	20	30	40	50	60																																		
電圧(KV)																																							
66以上	1200	600	300	15	75																																		
6.6~19	800	400	200	10	50																																		
6.6以下	400	200	100	50	25																																		
低圧	2MΩ(許容値)																																						

⑧避雷器

型 式	点検箇所(項目)	点 検 内 容	標準値及び許容値
	本体及び各部 本体 接続リード線	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定 本体 メーカー指示値による
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・回路一大地間(通常機器に接続されている回路と他機器を含めた一括測定とする)	

⑨保護継電器

型 式	点検箇所(項目)	点 検 内 容	標準値及び許容値
過電流	本体及び各部  (接点) (配線) (可動部)  (制御用スプリング) (永久磁石) (調整タップバネ) (接点プラグ)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 ①回転円盤の円滑動作の確認 ②可動コイル、ストッパーの軸受不良、異物付着の点検 変形修正、取替 異物の付着の有無 接触不良の有無、整定値の確認 湾曲、亀裂、接触の点検	絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・最小動作電流測定 ・限時特性測定 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの	

型 式	点検箇所（項目）	点 検 内 容	標準値及び許容値
地絡方向	継電器内部  （接点） （配線） （可動部）  （制御用スプリング） （永久磁石） （調整タップレバー） （接点プラグ）	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 ①開店円盤の円滑動作の確認 ②可動コイル、ストッパーの軸受不良、異物付着の点検 変形修正，取替 異物の付着の有無 接触不良の有無、整定値の確認 湾曲、亀裂、接触の点検	絶縁抵抗測定（許容値） 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・方向要素 ・過電流要素 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの	
電圧	継電器内部  （接点） （配線） （可動部）  （制御用スプリング） （永久磁石） （調整タップレバー） （接点プラグ）	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 ① 回転円盤の円滑動作の確認 ②可動コイル、ストッパーの軸受不良、異物付着の点検 変形修正，取替 異物の付着の有無 接触不良の有無、整定値の確認 湾曲、亀裂、接触の点検	絶縁抵抗測定（許容値） 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・最大(小)動作電圧、復帰電圧測定 ・随時特性試験 ・直流地絡特性 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの	

⑩指示計(デジタル計器を含む)

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
一般 電圧計 電流計 電力計 力率計 周波数計 液位計	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃	計器誤差試験(許容値) 【電圧計、電流計、電力計】 定格値に対して±1.5% 【最大最小付電圧計、電流計】 定格値に対して±3.0% 【力率計】 位相角で±4° 【周波計】 指針計 指示範囲の±5% 【電力量計】 普通負担 100% (力率 1.0) で 2.0% 精密負担 100% (力率 1.0) で 1.0% 精密負担 010% (力率 1.0) で 1.0% 精密負担 005% (力率 1.0) で 1.5%
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ②ゼロ点調整 ③誤差試験(目盛試験)	絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ

⑪自家発電設備始動装置

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
電気始動	盤 本体及び各部	キュービクルに準ずる ①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②外部清掃	充電装置 絶縁抵抗測定(許容値) 回路相互間 2MΩ 回路大地間 2MΩ 制御回路 1MΩ 蓄電池 比重測定(許容値) 鉛 1.215±0.995(20°C) アルカリ 1.160~1.300(20°C)
	(充電器、整流器)	①各切替スイッチの接触部及び動作に異常のないことを確認する ②各警報回路、継電器が動作することを確認する ③負荷電圧補償装置が動作することを確認する ④表示灯に断線のないことを確認する。	
	(蓄電池)	①電槽の極板の曲がないことを確認する ②触媒栓の沈殿物の異常 ③電解液面の確認及び補水 ④端子、接続部のパッキンの劣化の有無	
	配線・接続部	断線、短絡、腐食、接続部の緩み等異常の有無の点検	
	試験(調整)測定	充電器 ①入力電圧、電流測定 ②浮動及び均等充電電圧、負荷電圧電流測定 ③波形測定 ④絶縁抵抗測定	
試験(調整)測定	蓄電池 ①液面警報試験 ②温度測定 ③単電池電圧測定 ④総電圧測定 ⑤比重測定 ⑥均等充電測定 ⑦放電特性試験(常時負荷で30分間)		

⑫ガスタービン機関

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
	本体及び各部 燃料系統 潤滑油系統 給排気系統 セルモータ系統 エンジン部 调速装置 付属装置 (燃料移送ポンプ)	①取付状態の点検 ②過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ③端子・接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ④各部(槽)油量の点検及び注油、グリス補給 ⑤各ドレン弁よりの水抜き ⑥各部清掃	

(始動弁) (他)	⑦動作状態の確認
(排気口)	①排気状態及び排気色点検
(ダイナモ)	①機能点検 (電流計にて)
(安全弁)	①動作確認
試験(調整)測定	①手動運転にて各部運転状態の確認 ②振動測定

⑬発電機

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
	本体及び各部 軸・軸受周り 励磁回路 固定子 回転子	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス補給 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定 (標準値) 【巻線】 高圧 大地間 定格電圧 (V) ————— MΩ 定格出力 (KW) +1000
	(軸・軸受周り) (励磁回路)  (固定子) (回転子)	①ベアリング点検 ①ブラシ、スプリングの点検 ②絶縁物の点検 ①コイルエンドの点検清掃 ①コイルエンドの点検清掃 ②バランスウエイトの点検・増締め 回転ファンの点検	定圧 大地間 1MΩ 【制御回路】 回路大地間 (許容値) 1MΩ  【電圧継電器】 #84 最低動作電圧……定格の 80%
	試験(調整)測定	絶縁測定	

⑭自家発電設備 (発電機盤)

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
外観点検	外被・扉体	①金属部の発錆、塗装のはがれ ②雨水の浸入や結露の形跡 ③扉などのゆるみ ④扉の施錠具合	絶縁抵抗測定 (許容値) 【交流回路】 回路電圧 150V 以下の場合 0.1MΩ 回路電圧 150V~3000V の場合 0.2MΩ 回路電圧 300V 以上の場合 0.2MΩ  【直流回路】 1MΩ
	扉面取付器具	①計器、リレー等のガラスカバー、枠の破損を点検。くもり、ほこりの付着等の清掃 ②信号灯の破損、レンズの脱落 ③開閉器類の取手の破損、動作具合 ④計器の指針の曲がり、霊位指示ずれ	
内部点検	配線端子台	①端子接続部のゆるみ、過熱により変色 ②電線被服の破損、過熱による変色 ③端子台に異物、じんあいの付着 ④絶縁部の破損	
器具点検	接地線・接地端子	①接地線の腐食、断線 ②接続部のゆるみ	
	指示計	別に記載する	
	保護継電器	別に記載する	
	操作開閉器 切替開閉器	①接点の荒れ ②端子部のゆるみ増締め	
	配線用遮断器 漏電遮断器	①絶縁部の破損、変形、じんあいの付着 ②端子部の過熱による変色、ボルトゆるみ ③開閉具合	
	電磁接触部 補助継電器	①絶縁部の破損、変形、じんあいの付着 ②端子部の過熱による変色、ボルトのゆるみ ③操作装置のコイル、鉄心の変色、焼損 ④接触部の接点の荒れ、消耗、変色	
	試験測定	①起動停止試験 ②補機運転試験 ・燃料移送ポンプの運転 (単独・自動) ・換気装置の運転 (単独・自動) ③自動運転試験 ④負荷運転試験 (定常負荷) ⑤保護連動試験 (各保護装置の警報動作試験を含む) ⑥A V R 動作試験 ⑦運転時間計の読み ⑧絶縁抵抗測定 回路—大地 (MCCB 以下の各負荷回路)	

⑮ 碍子碍管・母線・電力ケーブル

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
	電力ケーブル 母線、導体 支持物 碍子、碍管 主要接続部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、 発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の 点検 ②端子・接続部のボルトナットの緩みの有 無の点検、緩みがあれば増締め ③各部清掃	
	試験測定	絶縁測定 (通常本設備に接続されている電路と他機 器を含めた一括測定とする。)	

⑯ 接地線

型式	点検箇所(項目)	点検内容	標準値及び許容値
	リード線 各機器接続部  (接地箇所)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、 発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の 点検 ②端子・接続部のボルトナットの緩みの有 無の点検、緩みがあれば増締め ③各部清掃 地形の変化の有無	接地抵抗測定(許容値) 【電気工作物】 電気設備技術基準による  【計装設備】 電気設備技術基準による  【通信設備】 電気設備技術基準による
	試験測定	①導通試験 ②接地抵抗測定	【避雷針】 10Ω以下

6-2 消防設備

6-2-1 業務内容

県営サンアリーナの施設に設置されている消防設備及び防火・防煙設備等について、消防法に定められた保守点検業務を行う。

6-2-2 業務範囲及び数量

消防法に定められた定期点検及び保守を行うものとし、点検対象機器は、下記に示す通りとする。

① 三重県営サンアリーナ消防設備等の概要

【防火対象物】

用途	体育館・観覧場
建物構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 3階
規模	床面積 16,070.89 m <sup>2</sup> / 延べ面積 24,366.61 m <sup>2</sup>

【消火器具 (107 本)】

粉末 ABC20 型	1 本
粉末 ABC10 型	106 本

【粉末消火設備】

モリタ加圧式 MAS-33 認 定 C-444 第 3 種粉末	3 台 (1F-空調機械室、自家発電機室、電機室)
------------------------------------	---------------------------

【屋内消火栓設備】

放水口数	29 個 (メイン 19・サブ 7・管理 3)
加圧送水装置	ポンプ方式 メインアリーナ 1 階消火ポンプ室設置 300l/min 3φ200V 7.5kw 揚程 78.5m
水源	地下室 56.3m <sup>3</sup> (スプリンクラー兼用)
ホース	15m×2~3 本 ノズル 40×13m/m

【スプリンクラー設備】

スプリンクラーヘッド	閉鎖型 2,101 個、96℃ 5 個(レストラン)
加圧送水装置	ポンプ方式 メインアリーナ 1 階消火ポンプ室設置 1,800l/min 3φ 200V 37kw 揚程 60m
水源	屋内消火栓と兼用

アラーム 弁	9ヶ所
スプリンクラー送水口	埋込型双口送水口 管理棟入口横

【消防用水】

貯水槽	地下水
水量	30 m <sup>3</sup> 屋内敷地内 3ヶ所
投入孔	600mm φ マンホール

【誘導灯及び誘導方式】

避難口誘導灯	86 個
室内通路誘導灯	9 個
廊下通路誘導灯	102 個
誘導標識	2 個

【ガス漏れ火災警報設備】

受信機	GP 型 1 級 10 回線 (監視室) 松下電工製
副受信機	10 回線 (管理事務室及び警備室)
検知器	型式 NLV-210 5 個
警戒区域	1) 機械室 1 (冷温水発生機) 2) 機械室 2 3) ガバナール室 4) レストラン厨房 5) 管理室 (湯沸室)

【自動火災報知設備】

受信機	P 型 1 級 中央監視室設置 松下電工製 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 20L
副受信機 1	管理事務室設置 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 20L
副受信機 2	警備室設置 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 5L
発信器	屋内消火栓連動 P 型 1 級 38 個
感知器 (724 個)	差動式スポット型 (2 種) 301 個 定温スポット型 22 個 光電式スポット型 (煙) 379 個 (1 種 114 個)
防火・排煙設備	シャッター 13 防火扉 11 垂壁 14 ダンパー 19

【非常警報 (放送) 設備】

形式	WL-7500 (非常・業務兼用) 松下電工製
非常リモコン	管理事務室 (2F)・警備室 (1F)
スピーカー	216 個 【20 系統】 (コーン 196・ホーン 20)

【非常電源 (自家発電設備)】 ……電気設備保守点検業務にて実施

原動機	ガスタービン 750PS 起動時間 40SEC 以内
発電機	3 相交流同期発電機 6.6KV 625KVA 1800rpm
貯油槽	地下式 A 重油 3,000L
給電負荷	スプリンクラー、消火栓、非常照明、飲用・湧水ポンプ、浄化槽等

【非常電源 (蓄電池設備)】 ……電気設備保守点検業務にて実施

原動機	ガスタービン 750PS 起動時間 40SEC 以内
発電機	3 相交流同期発電機 6.6KV 625KVA 1800rpm
貯油槽	地下式 A 重油 3,000L
給電負荷	スプリンクラー、消火栓、非常照明、飲用・湧水ポンプ、浄化槽等

【防災拠点用非常電源】…電気設備保守点検業務にて実施

原動機	ディーゼルエンジン 59PS 起動時間 40SEC 以内
発電機	ブラシレス同期発電機 210/105V 25KVA 1800min
貯油槽	屋外据置 軽油 600L
給電負荷	照明

【受変電設備】…電気設備保守点検業務にて実施

容量等	契約電力 1,150KW 変圧器容量 4,225KVA
電圧	6,600V/210V. 182.105V 屋内キュービクル方式

② 火器管理表

【管理棟・サブ1階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
1	機械室1貯湯槽横	粉末	消第13-9	3.0	ヤマト	2018	V297942	
2	機械室1貯湯槽横	"	消第23-332	6.0	ヤマト	2011	006701	
3	機械室 発生機前	"	消第23-106	3.0	"	2011	705320	
4	E V 機械室前	"	"	"	"	2011	705327	
5	空調機械室 8PLB	"	"	"	"	2011	705351	
6	空調機械室 8	"	"	"	"	2011	705350	
7	ガバナー室	"	"	"	"	2011	378210	
8	機械室 2	"	"	"	"	2011	388657	
9	機械室 2PLB	"	"	"	"	2011	705335	
10	自家発電機室出入口	"	"	"	"	2011	705309	
11	自家発電機室油タケ	"	"	"	"	2011	V297944	
12	電気室 2 出入口	"	消第13-9	"	ヤマト	2018	54725	
13	電気室 2 搬入口	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705323	
14	電気室 3 出入口	"	消第13-9	"	ヤマト	2018	V297974	
15	電気室 3 搬入口	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705313	
16	レセプション廊下 PLB	"	"	"	"	2011	705321	
17	レセプション室前	"	"	"	"	2011	705329	
18	エントランスロビー階段前	"	"	"	"	2011	705340	
19	エントランスロビー階段下	"	"	"	"	2011	705358	
20	国際会議室前 PLB	"	"	"	"	2011	705319	
21	同時通訳室前	"	消第13-9	"	ヤマト	2018	V297941	
22	第1特別室前	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705346	
23	第3会議室廊下奥	"	消第13-9	"	マルヤマ	2010	20175	
24	污水处理施設	"	"	"	"	2010	20207	
25	警備室横	"	"	"	"	2018	V297920	
26	トレーナー室前	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705356	
27	トレーニング室	"	"	"	"	2011	705332	
28	サブ1階入口 PLB	"	"	"	マルヤマ	2011	705354	
29	サブアリーナ1階西	"	"	"	"	2011	705298	
30	サブアリーナ1階北 PLB	"	消第13-9	"	ヤマト	2010	20174	
31	サブアリーナ北	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	007145	
32	サブアリーナ東 PLB	"	"	"	"	2011	705304	
33	サブアリーナ東	"	"	"	"	2011	705338	
34	屋外ブローアーム	"	"	"	"	2011	705326	

【管理棟・サブ2階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
35	レストラン更衣室前	粉末	消第13-9	3.0	マルヤマ	2010	20206	
36	レストラン厨房	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705297	
37	管理事務室内	"	"	"	"	2011	705324	
38	管理事務室内	"	消第23-106	"	ヤマト	2011	705357	



番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
39	管理事務室廊下	〃	〃	〃	ヤマト	2018	V297934	
40	メインアリーナエントランス	〃	消第 23-106	〃	ヤマト	2011	705305	
41	サブ空調機室 4PLB	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2018	V297943	
42	第 2 貴賓室内	〃	〃	〃	〃	2018	V297931	
43	サブアリーナ 2 階北	〃	〃	〃	〃	2018	V297914	
44	サブ 2 階入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2018	V297928	
45	サブアリーナ 2 階東	〃	〃	〃	〃	2018	V297915	
46	サブ電気室 4	〃	〃	〃	〃	2018	V297946	
47	レストラン前 TEL	〃	〃	〃	〃	2018	V297945	
48	サブアリーナエントランス	〃	消第 23-106	〃	ヤマト	2011	705359	

#### 【管理棟・サブ 3 階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
49	スカイデッキ倉庫	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705337	
50	スカイデッキ EV 前	〃	〃	〃	〃	2011	435458	
51	サブアリーナ 3 階観客席	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2018	V297948	
52	〃	〃	〃	〃	〃	2018	V297927	

#### 【メインアリーナ 2 階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
53	メイン 2 階 A 出入口 PLB	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705291	
54	記録室前通路	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2018	V297939	
55	メイン 2 階 B 出入口 PLB	〃	消第 23-106	〃	ヤマト	2011	705334	
56	第 4 更衣室前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705316	
57	メイン 2 階 C 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705348	
58	第 2 器具庫前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705353	
59	メイン 2 階 D 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705308	
60	湧水ポンプ前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705330	
61	メイン 2 階 E 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705310	
62	控室 4 前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705307	
63	メイン 2 階 F 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705318	
64	第 5 器具庫前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705315	
65	メイン 2 階 G 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705317	
66	第 7 更衣室前通路	〃	〃	〃	〃	2011	705343	
67	メイン 2 階 H 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705347	
68	空調機械室 12 前	〃	消第 11-7	〃	ヤマト	2018	V284137	
69	地下タンク貯蔵所	〃	〃	〃	〃	2011	705344	
70	地下タンク貯蔵所	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2016	063439	
71	屋外倉庫 1	〃	消第 11-7	〃	ヤマト	2019	128625	
72	屋外倉庫 2	〃	〃	〃	〃	2019	128612	
73	電機開閉所	〃	消第 60-4-6	〃	ヤマト	2019	128627	
74	防災用非常発電機 1	〃	消防第 11-7	〃	ヤマト	2019	128615	
75	防災用非常発電機 2	〃	〃	〃	〃	2019	128608	

#### 【メインアリーナ 3 階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
76	メイン 3 階 A 出入口 PLB	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705314	
77	メイン 3 階 AB 間通路	〃	〃	〃	〃	2011	705333	
78	メイン 3 階 B 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705290	
79	メイン 3 階 C 電話前	〃	〃	〃	〃	2011	705355	
80	メイン 3 階 C 出入口 PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705349	
81	メイン 3 階 C 売店前	〃	〃	〃	〃	2011	705328	
82	メイン 3 階 D 出入口 PLB	〃	消第 11-7	〃	〃	2018	284138	

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
83	メイン3階 DE 間通路	〃	消第 23-106	〃	〃	2011	705336	
84	メイン3階 E 出入口 PLB	〃	消第 11-7	〃	〃	2018	284139	
85	メイン3階 E 電話前	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2011	705342	
86	メイン3階 EF 間通路	〃	消第 11-7	〃	ヤマト	2018	284142	
87	メイン3階 F 出入口 PLB	〃	消第 23-106	〃	〃	2011	705325	
88	メイン3階 G 売店前	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2018	V297938	
89	メイン3階 G 出入口 PLB	〃	消第 11-7	〃	ヤマト	2018	V266545	
90	メイン3階 G 電話前	〃	消第 13-9	〃	ヤマト	2018	V297919	
91	メイン3階 H 出入口 PLB	〃	消第 63-22-1	〃	ヤマト	2011	388736	
92	メイン3階 A 男子便所前	〃	〃	〃	〃	2011	388728	

#### 【メインアリーナ観客席】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
93	メイン B-23-1	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705305	
94	メイン C-23-2	〃	〃	〃	〃	2011	705341	
95	メイン C-23-59	〃	〃	〃	〃	2011	388664	
96	メイン E-23-1	〃	〃	〃	〃	2011	388679	
97	メイン E-23-47	〃	〃	〃	〃	2011	705345	
98	メイン E-23-74	〃	〃	〃	〃	2011	388658	
99	メイン F-23-49	〃	〃	〃	〃	2011	388672	
100	メイン G-23-50	〃	〃	〃	〃	2011	705311	
101	メイン H-23-35	〃	〃	〃	〃	2011	378211	
102	メイン A-23-13	〃	〃	〃	〃	2011	705331	

#### 【メインアリーナ 4 階】

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
103	G ファンルーム入口	粉末	消第 13-9	3.0	ヤマト	2018	V297940	
104	G 調光機械室入口	〃	消第 23-106	〃	ヤマト	2011	705339	
105	C 大型映像調整室	〃	〃	〃	〃	2011	705312	
106	C 映写投光室	〃	〃	〃	〃	2011	378202	
107	C 音響機械室	〃	〃	〃	〃	2011	388735	

#### ③粉末消火設備管理表

設置場所	種別	型名	型式	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号
機械室	移動式・粉	MAS-33	YDA-75CAJ	33.0	ヤマト	2011	003887
自家発電機室	〃	〃	〃	〃	〃	2011	003885
電気室	〃	〃	〃	〃	〃	2011	003893

#### ④消防用水設備管理表

設置場所	貯水槽	水量	投入孔
建物東面	地下式	30m <sup>3</sup>	600mmφマンホール
建物北面	〃	〃	〃
建物南面	〃	〃	〃

⑤自動火災報知設備・ガス漏れ警報設備・誘導灯設備管理表

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備								
		差動	定温	煙	地区音響装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯			通路誘導灯			誘導標識		
		スポット型感知器差動式	スポット型感知器低温式	光電式							特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	中型	小型壁埋め込み	小型床埋め込み	避難口	通路
1	第5器具庫	18		4	1	1													
2	第6.7.8更衣室	15	1	5	1	1													
3	空調機械室12	10		4	1	1													
4	ロビー5	8		1	1	1													
5	役員室	9		4	1	1													
6	第3.4.5更衣室	15	1	6	1	1													
7	第2器具庫	21		3	1	1													
8	第2会議室	20		4	1	1													
9	南西通路	1		2	1	1													
10	西通路	2		2	1	1													
11	北西通路	3		2	1	1													
12	北通路	4		3	1	1													
13	北東通路	3		2	1	1													
14	東通路	2		2	1	1													
15	南東通路	1		2	1	1													
16	南通路	3		3	1	1													
17	上部 南西通路	1		2															
18	西通路	2		3															
19	北西通路			3															
20	北通路	1		3															
21	上部 北東通路			2															
22	上部 東通路	2		3															
23	上部 南東通路	1		2															
24	上部 南通路			4															
25	南西1			7															
26	南西2			7															
27	中央西			12															
28	北西1			7															
29	北西2			7															
30	北東1			7															
31	北東2			7															
32	中央東			12															
33	南東1			7															
34	南東2			7															
35	調光機械室	5			1	1													
36	映写投光室	7			1	1													
37	南西2			6															
38	ファンルーム室上部			7															
39	中央西			13															
40	北西1			6															
41	北西2			8															
42	北西3			2															
43	北東3			2	1	1													

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備							
		差動 スポット型感知器差動式	定温 スポット型感知器低温式	煙 光電式	地区音響装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯				通路誘導灯		誘導標識	
											特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	中型	小型壁埋め込み	小型床埋め込み	避難口
44	北東 2			7														
45	北東 1			6														
46	中央東			14														
47	映写投光室上部			7														
48	南東 2			6														
49	南東 1			10	1	1												
50	南西 1			9														
51	階段室 7・8			2														
52	階段室 5・6			2														
53	天井西階段室			1														
54	天井東階段室			1														
55	1階電気室	17																
56	1階機械室 2	20			1	1	1	1	1	1								
57	1階機械室 1	14	11		1	1	1	1	1	1								
58	レセプション室	12	1	3	1	1												
59	ラウンジ 1			3														
60	メインエントラスホール			12														
61	国際会議室	23		2	1	1												
62	フィットネススタジオ	8		2	1	1												
63	第 3・4 会議室	7	1	3	1	1												
64	第 1・2 更衣室	7		3														
65	トレーニング室	7		4							16	18	7	3	14	3	2	
66	1階アリーナ前室	1			1	1												
67	天井面南西			8	1	1												
68	天井面西			9	1	1												
69	南東			8	1	1												
70	北東			9	1	1												
71	1階第 1 器具庫	8		1														
72	2階南通路				1	1												
73	空調機械室 4			3	1	1												
74	階段室 3			2														
75	階段室 2	1		2														
76	2階電気室	6		1														
77	天井裏南西			8														
78	天井裏北西			8														
79	天井裏南東			8														
80	天井裏北東			8														
81	2階レストラン	5	2	1	1	1	1	1	1	1								
82	メインアリーナエントランス	6		3	1	1												
83	ラウンジ 2			2														
84	管理事務室	14	2	2			1	1	1	1								
85	エントランスホール	3		2	1	1												
86	第 5 会議室	6	1	1	1	1												
87	スカイデッキエレベータホール	1			1	1												

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備								
		差動 スポット型感知器差動式	定温 スポット型感知器低温式	煙 光電式	地区音響装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯				通路誘導灯		誘導標識		
											特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	中型	小型壁埋め込み	小型床埋め込み	避難口	通路
88	スカイデッキ 倉庫	1																	
89	管理棟 南階段室			1															
90	管理棟 階段室1			1															
91	管理棟 厨房ダムウエター			1															
92	管理棟 エレベーター			1															
93	ガバナー室						1	1	1	1									
94	電気開閉所			1															
合計		321	20	383	38	38	5	5	5	5	46	26	7	8	8	77	26	2	0
											87			111		2			

⑥防火戸・排煙設備警戒区域一覧表

NO	設置場所	名称
1	メイン 2階	ロビー 6 防火シャッター
2		階段室 5. 6 防火戸
3		ロビー 7 防火シャッター
4		階段室 7. 8 防火戸
5	メイン 2階	通路南西 防煙垂壁
6		通路北西 防煙垂壁
7		通路 北
8		階段室 5. 6 防火戸
9		通路北東 防煙垂壁
10		通路南東 防煙垂壁
11		階段室 7. 8 防火戸
12		通路南 防煙垂壁
13		映写投光室 シャッター
14	管理棟	1階中央監視室 シャッター
15		1階機械室 1 シャッター
16		1階ラウンジ 1 シャッター
17		1階機械室 1 防火戸
18	サブ 1階	通路 防煙垂壁
19	管理棟	1階ロビー 3 シャッター
20		1階放送室 シャッター
21		2階吹抜け 防煙垂壁
22		2階階段室 1 防火戸
23	サブ 2階	廊下 防火戸
24	メインアリーナ	排煙窓 北東
25		" 南東
26		" 北西
27		" 南西
28	メイン 2階	床ピット 南西ダンパー
29		" 北西ダンパー
30		" 北西ダンパー
31		" 北西ダンパー
32	メイン 3階	天井裏 南西ダンパー

NO	設置場所	名 称
33		〃 北西ダンパー
34		〃 北東ダンパー
35		〃 南東ダンパー
36	2階レストラン	厨房 ダンパー
37	管理棟 1階	空調機械室 8 ダンパー
38		受付事務室 ダンパー
39	サブ 1階	空調機械室 2 ダンパー
40		空調機械室 3 ダンパー
41	管理棟 2階	南DS ダンパー
42	管理棟 1階	ロビー ダンパー
43	管理棟 1階	北DS ダンパー
44	サブ 1階	電気室 ダンパー
45		空調機械室 4 ダンパー
46	サブアリーナ部	西DS ダンパー

⑦シャッター・防煙垂れ幕設備管理表

設置No.	設置場所	型式	数	寸法(W×H)
SS-1-A	1F 幼児室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	5,000×2,100
SS-2-A	1F 放送室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	5,000×1,500
SS-3-A	1F サブアリーナ	電動式防火シャッター	1	2,400×2,400
SS-1-B	1F ロビー1	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,880×2,490
SS-2-B	1F ロビー3	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,000×2,990
SS-3-B	1F 空調機械室1	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,200×2,960
SS-4-B	1F 中央監視室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	1,200×1,600
SS-5-B	2F 売店	手動式パイプシャッター バランス式	1	2,340×2,690
SS-5-B	2F 売店	手動式パイプシャッター バランス式	1	2,540×2,690
SS-1-C	2F ロビー6	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,150×3,290
SS-2-C	2F ロビー7	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,050×2,990
SS-3-C	観客席上部 映写調光室	手動式防火シャッター 感知器連動	3	5,505×1,150
SS-4-C	観客席上部 音響映像室	手動式防火シャッター 感知器連動	2	1,830×1,150
SS-5-C	2F ロビー6 入口	電動式シャッター	1	4,130×3,440
SS-6-C	2F ロビー7 入口	電動式シャッター	1	4,350×3,190
SS-8-C	2F 器具庫	電動式シャッター	2	4,100×2,960
SS-10-C	3F 売店	グリルシャッター バランス式	1	2,650×2,690
SS-11-C	3F 売店	グリルシャッター バランス式	1	3,600×2,690
RS-1-A	1F 廊下2	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	1	2,750×600
RS-1-B	2F ラウンジ	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	1	14,740×600
RS-2-B	2F エントランスホール	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	6	6,020×900
RS-1-C	3F 廊下	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	6	2,020×600
計			36	

6-3 自動電話交換機

6-3-1 業務内容

県営サンアリーナの施設に設置されている自動電話交換装置、各電話機、関連設備ならびに電話配線系の保守点検を行う。

6-3-2 対象機器

日立社製電話交換設備

- ・電子交換機 (CX-9000IP 型) ; 1 台
- ・多機能電話機 (HI-24D-TELSO) ; 23 台
- ・多機能電話機 (HI-24D-TELPF) ; 3 台
- ・DSS装置 (多機能電話機に含まれる) ; 8 台

- ・一般電話機 (HIT-E5) ; 67 台
- ・一般電話機 (HI-W2) ; 1 台
- ・その他同様設備に付帯する装置

### 6-3-3 業務仕様

履行回数は、以下に示す点検周期により、1 ヶ月点検 10 回、6 ヶ月点検 1 回、12 ヶ月点検 1 回、計 12 回を行う。

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	点検周期			備考
			1 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	運用確認 発着信通話試験  各種信号音確認  稼働状態の確認	内線、NTT 回線の通話状態を聴話にて良否を確認する  各種信号音を聴話にて良否を確認する  外見、構造、架内ケーブル等の目視点検、ランプ表示及び通話管理装置のメッセージ等による動作運用状態確認	○			
2	中央処理系装置試験	障害診断試験、稼働処理状態表示を行い保守装置のメッセージ等により良否を確認する。	○			
3	通話路系装置試験	通話路 (SP) 系指定接続試験、保守装置による各種トランクの接続試験。			○	
4	I/O 系試験	保守装置の接続動作試験及びフロッピーディスク装置等の動作試験確認	○			
5	内線接続試験	内線の発着信試験			○	
6	障害警報動作試験	疑似障害を発生させ、異常監視機能の作動を警報表示等により確認		○		
7	各部の清掃	筐体及び架体の清掃			○	
8	配線盤端子盤点検	MDF 各端子、接続部及びケーブル点検			○	
9	構内電線路点検	線路抵抗、絶縁抵抗及び接続部の点検			○	
10	内線電話機点検	動作状態及び外観点検			○	
11	整流器電圧の測定	入力電圧、整流器出力電圧及び蓄電池電圧の測定		○		
12	記録表の作成	作業記録及び障害記録の作成を行う	○			
13	図書類、局及び内線データの整理	装置、配線及び工事図と現況との確認			○	

### 6-4 昇降機

#### 6-4-1 業務内容

県営サンアリーナに設置されている昇降機の正常な性能、機能を維持し安全かつ良好な運転が行われるよう点検保守を行う。

- ①昇降機各部の点検、給油、調整を月 1 回行う。必要と認めた場合は、下記の機器並びに附属装置に対し修理又は取り替えを行う。
  - i エレベーター・ダムウェーター  
巻上機、電動機、電動発電機、調速機、制御盤、各種ワイヤロープ、移動ケーブル、その他附属装置
  - ii エスカレーター  
巻上機、電動機、制御盤、櫛板、移動手摺り、その他附属装置
- ②建築基準法に定める定期検査に準じた点検検査を年 1 回行う。
- ③障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者による修理調整を行う。

#### 6-4-2 対象設備

日本オーチスエレベーター社製

- ①乗用エレベーター (油圧式) ; 1 台
- ②エスカレーター ; 1 台
- ③ダムウェーター ; 1 台

## 6-5 自動開閉扉

### 6-5-1 業務内容

県営サンアリーナに設置されている自動扉開閉装置の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるよう点検保守を行う。

- ①正常な機能を維持するため、年2回の定期点検及び整備を行う。
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者により修理調整を行う。

### 6-5-2 対象設備

ナブコドア社製

- ①DS-21 型自動扉開閉装置 ; 9 台
- ②DS-41 型自動扉開閉装置 ; 1 台
- ③DS-11 型自動扉開閉装置 ; 2 台

※付属部品及びコントロールボックス（地震感知器を含む）、スイッチボックス等を含む

## 6-6 吊物機構

### 6-6-1 業務内容

県営サンアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナに設置されている舞台機構（吊物）の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の点検保守を行う。

- ①各機器の正常な機能を維持するため、年2回の定期点検及び整備
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者により修理調整

### 6-6-2 対象設備

#### ①メインアリーナ

##### 【メインステージ】

バトンA1～A5	5 台	電動ドラム巻き取り式
ライトバトンA1～A4	4 台	電動ドラム巻き取り式
サイドライトバトンA上手・A下手	2 台	電動ドラム巻き取り式
メインスピーカーA	1 台	電動ドラム巻き取り式
サイドスピーカーA上手・A下手	2 台	電動ドラム巻き取り式

##### 【サブステージ】

バトンB1～B3	3 台	電動ドラム巻き取り式
ライトバトンB1～B3	3 台	電動ドラム巻き取り式
サイドライトバトンB上手・B下手	2 台	電動ドラム巻き取り式
メインスピーカーB	1 台	電動ドラム巻き取り式
サイドスピーカーB上手・B下手	2 台	電動ドラム巻き取り式

##### 【センターステージ】

バトンC1～C4	4 台	電動ドラム巻き取り式
ライトバトンC1～C4	4 台	電動ドラム巻き取り式
相撲吊用フック	1 台	電動ドラム巻き取り式

##### 【アリーナエリア】

1 点吊	18 台	電動ドラム巻き取り式
------	------	------------

#### ②サブアリーナ

バトン1～4	4 台	電動ドラム巻き取り式
ライトバトン1～3	3 台	電動ドラム巻き取り式
サイドライト上手・下手	2 台	電動ドラム巻き取り式
サイドスピーカー上手・下手	2 台	電動ドラム巻き取り式

※点検は6ヶ月に1回実施する。

- ・巻き上げ機合計63台、それに関わる原動機63台の注油、機構清掃、制御機器動作点検等を行う。
- ・定期点検において、異常、故障を認めた場合には、それに対する対処を講じ、軽微な調整工事にて対処できるものにつ



いては、都度行う。

## 6-7 照明設備

### 6-7-1 業務内容

県営サンアリーナに設置されている環境照明制御システムならびにメインアリーナ及びサブアリーナの舞台照明設備の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の点検保守を行う。

### 6-7-2 対象設備

#### (1) 環境照明制御システム

機器名称	対象	備考
主操作盤	◎	定期点検にて点検
グラフィック盤	◎	定期点検にて点検
副操作盤	◎	定期点検にて点検
端末器	○	端末端子部の緩みのみ点検
サージ吸収ユニット	△	落雷の発生が認められた場合点検
バックアップ UPS	△	電圧・バッテリーの状態は定期点検内

- ・ 機器温度、外観状況、機器動作に関する点検を行う。
- ・ 端末機に関しては全数の電圧測定と伝送特性の点検を実施する。
- ・ 制御機能に関しては設置される信号入力を入力し、想定されたプログラムに従って動作することを確認する。
- ・ 打ち込まれたプログラムデータは保存し、バックアップを必ず保持する。

#### (2) 舞台調光システム

##### 【メインアリーナ】

##### ① 調光操作卓

機器名称	対象	備考
主卓	◎	定期点検にて点検
移動卓	◎	定期点検にて点検
ワイヤレスリモコン	◎	定期点検にて点検
コネクタ部	◎	定期点検にて点検
コンセント盤	◎	定期点検にて点検
仮設電源盤	◎	定期点検にて点検

##### ② 調光器盤

機器名称	対象	備考
主幹部	◎	定期点検にて点検
制御部	◎	定期点検にて点検
調光ユニット部	◎	定期点検にて点検

##### ③ 照明灯具

機器名称	対象	備考
サスペンションフライダクト	◎	外観機能点検
センターフォローピンスポットライト	◎	X Y 光軸合わせ/ワイヤー各種可動部点検
ポーターケーブル	○	外観点検

- ・取付状態の異常を点検する。
- ・接続端子部の緩みを点検する。
- ・操作卓、移動卓の機能確認・メモリー保持他、CPUの動作確認
- ・操作面のフェーダー他、部品の状況確認
- ・調光器盤のユニットについて全数特性点検を行う。
- ・操作面切替等の運用制御の確認
- ・灯具の外観点検を行う。
- ・クランプの状況、灯具ソケットの確認、灯具 1CT ゴムキャプタイヤの確認
- ・フライダクト端子部の 30%サンプリング確認
- ・吊物のワイヤー接続部の確認
- ・センターフォローピンのシャッター、ズーミングワイヤーの点検、XY 光軸合わせを行う。
- ・ボーダーケーブル、ケーブルリールの点検と可動部の注油を行う

#### 【サブアリーナ】

##### ①調光操作卓

機器名称	対象	備考
主卓	◎	定期点検にて点検
ワイヤレスリモコン	◎	定期点検にて点検
コネクタ一部	◎	定期点検にて点検
コンセント盤	◎	定期点検にて点検
仮設電源盤	◎	定期点検にて点検

##### ②調光器盤

機器名称	対象	備考
主幹部	◎	定期点検にて点検
制御部	◎	定期点検にて点検
調光ユニット部	◎	定期点検にて点検

##### ③照明灯具

機器名称	対象	備考
サスペンションフライダクト	○	フライダクト端子部の 30%サンプリング確認
ウォールコンセント	○	外観点検
センターフォローピンスポットライト	◎	XY 光軸合わせ/ワイヤー各種可動部点検
ボーダーケーブル	○	外観点検
移動器具	○	外観点検

- ・取付状態の異常を点検する。
- ・接続端子部の緩みを点検する。
- ・操作卓、移動卓の機能確認・メモリー保持他、CPUの動作確認
- ・操作面のフェーダー他、部品の状況確認
- ・調光器盤のユニットについて全数の特性確認を行う。
- ・操作面切替等の運用制御の確認
- ・灯具の外観点検を行う。
- ・クランプの状況、灯具ソケットの確認、灯具 1CT ゴムキャプタイヤの確認
- ・フライダクト端子部の 30%サンプリング確認
- ・吊物のワイヤー接続部の確認
- ・センターフォローピンのシャッター、ズーミングワイヤーの点検、XY 光軸合わせを行う。
- ・ボーダーケーブル、ケーブルリールの点検と可動部の注油を行う

## 6-8 音響設備

### 6-8-1 業務内容

県営サンアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナに設置されている舞台音響設備の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の保守を行う。

- ①下記に記載する各機器の正常な機能を維持するため、年2回の定期点検及び整備を実施する。
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者による修理調整を行う。

### 6-8-2 対象設備

#### 【メインアリーナ】

##### ①音響調整卓

品名	型式	数量	備考
入力調整卓	YAMAHA LS9-32	1	
同上用デジタルスロットカード	YAMAHA MY-AE16	2	
出力調整卓	YAMAHA MDN-1 マトリクスコントローラー	1	
同上中枢デジタルミキシングエンジン	YAMAHA DME64N	1	
同上用スロットカード	YAMAHA MY16-AE	2	
同上用スロットカード	YAMAHA MY4-DA	1	
ワードクロックジェネレーター	ローゼンダール Nanoclocks	1	
結線端子盤	特型/MARS	1	
ワイヤレスマイク機器	ATW-R92	2	
アナログ音声パッチ盤	特型/MARS	1	
出力制御タッチパネル	AMX-CV12	1	
同上リンクボックス	ビデオブレークボックス	1	
CPU マスター/通常	NI2100	1	
CPU マスター/バックアップ	NI2100	1	
カードフレーム (小)	NXF-MINI	1	
カードフレーム (大)	NXF	1	
AMX カード1	NXC-REL10	19	
AMX カード2	NXC-I/010	6	
AMX カード3	NXC-NH	1	
AMX 電源部	PS8.4J	4	
制御結線端子盤ユニット	特型/MARS	1	
カード筐体		8	
無停電電源装置	UPS1500RM	1	
モニタースピーカー用パワーアンプ	TOA DA-150F	1	
モニタースピーカー	YAMAHA NS10M	2	
電源部 (1)	TASCAM AV-P1800	1	
電源部 (2)	TASCAM AV-P1800	1	
機器収納卓	特型/MARS	1	
無線 LAN アクセスポイント	NETGEAR WN-WAPG/A	1	
制御用 PC	DELL カスタマイズ	1	

##### ②出力監視架

品名	型式	数量	備考
出力メーターユニット	TOA MP1216	6	
出力制御スイッチボード	特型/SP 個別制御	1	2007/11 改変 (AMX 仕様)
	NXC-CPI 16 特	10	
	マニュアル操作タリーユニット	1	
	同上駆動 DC 電源 PS 8.4 J	1	
電源部	TASCAM AV-P1800	1	
ワイヤレス機器	ATW-R92	2	

## ③入出力パッチ架

品名	型式	数量	備考
モノラー/MIXユニット	REVAC 特型	1	
4:1×5 音声ルーター	REVAC 特型	1	
チャイムユニット	Roland AR3000R	1	
映像音声調整用プロセッサ	RAMSA WZ-DM35	2	
入出力パッチユニット	特型	1	

## ④出力制御架（数量 3 / ラムサ WZ-DM35 は除外）

品名	型式	数量	備考
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA DME64N	4	
拡張用デジタル I/O カード	MY16-AE	4	
拡張用 ADDA カード	MY8-ADDA96	4	
拡張用 DA カード	MY8-DA96	12	
緊急用バックアッププロセッサ	SP2060	1	
同上用分配器	ドローマー DA6	3	
I/O パッチ盤	特型/MARS	1	
中継パッチ盤	特型/MARS	1	
中継端子盤ユニット	特型/MARS	1	
グラフィックイコライザー	LA オーディオ EQ231G-SP	2	
8ポートスイッチング Hub	I/O Data GS-108A	1	

## ⑤電力増幅架（数量 10）

品名	型式	数量	備考
マルチチャンネルモニター	MP-1216	4	
デジタルパワーアンプ	DA-550F	14	
主電源パネル	PD-1130	11	
デジタルミキシングプロセッサ	D-2008SP	2	
マイク・ラインインプットモジュール	D-2000AD1	4	
コブラネットインターフェース	D-2000CB	2	
ラインアウトプットモジュール	D-971M	12	
デジタルパワーアンプ	D-250F	9	
HUB	ProCurveSwitch2312	2	
インテグレートコントローラー	AMX NI2100	1	
同上パワーサプライ	PS 8.4 j	1	
出力パネル		4	
スピーカーコンセントアンプ	PC2002（未交換）	6	
出力パネル		1	

## ⑥スピーカーシステム 1

品名	型式	数量	備考
メインスピーカーL	TW オーディオ M15L	3	Aステージ
メインスピーカーR	TW オーディオ M15R	3	Aステージ
はねかえりスピーカーL	TW オーディオ M8L	4	Aステージ
はねかえりスピーカーR	TW オーディオ M8R	2	Aステージ
リギングフレーム・架台		2	Aステージ
ラインアレイスピーカー	SR-C8L SR-C8S	16	倉庫
ラインアレイサブウーファー	SR-C15B	4	倉庫
アウトフィル小スピーカー	HX-5B	2	倉庫

## ⑦スピーカーシステム 2

品名	型式	数量	備考
ラインアレイスピーカー	SR-C8L	16	センタークラスター
ラインアレイスピーカー	SR-C8S	16	センタークラスター
下向きスピーカー	SR-F09-V2	1	センタークラスター 低域コロシ

⑧スピーカーシステム 3

品名	型式	数量	備考
ラインアレイスピーカー	HX-5B	32	

⑨スピーカーシステム 4

品名	型式	数量	備考
天井埋めこみ型スピーカー	YAMAHA S2X	4	

【サブアリーナ】

①音響調整卓

品名	型式	数量	備考
入力調整卓	YAMAHA LS9-32	1	
同上用デジタルスロットカード	YAMAHA MY-AE16	1	
拡張用 ADDA カード	MY8-ADDA96	1	
卓脚	オオハシ (改)	1	

②出力バッファ架

品名	型式	数量	備考
パターンパネル	特型	1	
デジタルミキシングエンジン	YAMAHA DME24N	1	
同上用デジタルスロットカード	YAMAHA MY-AE16	1	
I/O パッチ	特型	1	
AMX 用電源部	PS8.4J	1	
グラフィックイコライザー	YAMAHA Q2031B	3	

③出力制御架 1・2

品名	型式	数量	備考
I/O ジャック盤	特型	1	
マスターCPU	AMX NI2100	1	
マルチチャンネルモニター	TOA MP1216	1	
デジタルミキシングプロセッサ	D-2008SP	1	
マイク・ラインアウトプットモジュール	D-2000DA1	3	
ラインアウトプットモジュール	D-971M	3	
リモートコントロールモジュール	D-983	1	
デジタルパワーアンプ 550W×4	DA-550F	2	
デジタルパワーアンプ 250W×4	DA-250F	1	
デジタルパワーアンプ 150W×4	DA-150F	1	
主電源ユニット	PD-1130	1	
その他	AMX リレーボード他	1	

④フライングスピーカー

品名	型式	数量	備考
ラインアレイスピーカー	SR-C8L	4	
ラインアレイスピーカー	SR-C8S	4	
サイドフィルスピーカー	HX-5B	4	
リギングフレーム	TOA	2	

⑤シーリングスピーカー

品名	型式	数量	備考
シーリングスピーカー	USI ミュージキASTER	9	

⑥コンセント盤

品名	型式	数量	備考
上手下手中央 3 箇所	特型	3	

## ⑦音源架

品名	型式	数量	備考
CD プレーヤー	CD-A580	1	
カセットデッキ	CD-A580	1	
チャイムシステム	TOA	1	
その他	その他	1	

## ⑧ワイヤレス

品名	型式	数量	備考
ダイバーシティチューナー	QLXD4J-JB	4	
マイクロホン ハンド	シュアー QLXD2J=JB/SM58	4	
マイクロホン ピン	シュアー WL-183X	2	

## ⑨FBスピーカー

品名	型式	数量	備考
FBスピーカー	YAMAHA SM12H II	2	

## ⑩ケーブル

1

## ⑪備品

品名	型式	数量	備考
カフボックス	エクセレントオンキヨー	1	

## 6-8-3 舞台音響設備点検項目

- ・音響調整卓のモジュール分解・清掃（2式）
- ・電力増幅架のパワーアンプの清掃と任意のパワーアンプサンプリング 5 台の分解、部品外観検査。（5 台中、1 台以上の異常が確認された場合には全数調査）（メイン）
- ・電力増幅架のパワーアンプの清掃と分解、パワーチェック（サブ）
- ・測定器を使用した GEQ のフィルター動作チェック。（メイン・サブ）
- ・端子部緩みの確認（メイン・サブ）
- ・回線チェック（メイン・サブ）
- ・総合機能点検（メイン・サブ）
- ・F 特、SPL 測定（メイン・サブ）
- ・プロセッサーコンフィグ確認（メイン・サブ）
- ・月次報告にて判断されたウイークポイントの点検
- ・各機器のパラメータの設定確認

## 6-9 バスケットゴール

### 6-9-1 業務内容

県営サンアリーナのバスケットゴールの正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため点検保守を行う。

- ①バスケットゴールの正常な機能を維持するため、年1回の精密点検を行う。
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者による修理調整を行う。

### 6-9-2 対象設備

セノー社製

- ①オレンジゴール 4対(8台)
- ②パラレルゴール 2対(4台)

## 6-10 電動式可動観覧席

### 6-10-1 業務内容

県営サンアリーナのメインアリーナに設置されている電動式椅子付移動観覧席の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、点検保守を行う。

- ①移動観覧席の正常な機能を維持するため、年1回の精密点検を行う。
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者による修理調整を行う。

### 6-10-2 対象設備

コトブキ社製

- ①電動式椅子付移動観覧席 RCS-2202(変) 2,180席
- ②制御設備 1式

### 6-10-3 点検項目

#### (1) 本体外観点検

- ①支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバーその他構造部材に変形および損傷がないかどうかを確認する。
- ②椅子、踏み台、幕板、手摺りに著しい損傷がないかどうかを確認する。

#### (2) 組立接合部点検

各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落または緩みがないかどうかを確認する。

#### (3) 操作用スイッチ点検

- ①スイッチの接点に損傷がないかどうかを確認する。
- ②本体との接合部、コネクタ、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ③前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないかどうかを確認する。

#### (4) 制御装置点検

- ①制御盤内各装置に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ②各リミットスイッチ等自動制御部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ③引き出しおよび収納時に、所定の位置に正しく自動停止するかどうかを確認する。

#### (5) 駆動装置点検

- ①モーター、ギアボックス、その他駆動部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
- ②モーター、ギアボックス、その他駆動部品を固定しているボルト、ナットに緩みがないかどうかを確認する。
- ③作動中モーターに異常な発熱がないかどうか、また異常な音が発生していないかどうかを確認する。

#### (6) 起立装置点検

- ①椅子の起立、収納が確実かつ円滑に連動するかどうかを確認する。
- ②椅子の起立伝道部品に適正な間隔があるかどうかを確認する。

#### (7) 動作点検

テーブルの操作が正常であるかどうかを確認する。(手動セットタイプのみ)

#### (8) 配線ケーブル点検

配線ケーブルおよび結線部に損傷がないかどうかを確認する。

#### (9) 絶縁テスト

制御盤、モーター一部の絶縁性を確認する。

## 6-11 大型映像装置

### 6-11-1 業務内容

県営サンアリーナに設置されている大型映像システム機器の正常な性能、機能を維持し、適正な運転が行われるよう保守点検を行う。

- ①大型映像システム機器の正常な機能を維持するため、年2回の定期点検を行う。
- ②障害や不具合が発生した場合は、ただちに技術者による修理調整を実施する。

### 6-11-2 対象設備

Panasonic 社製

#### ①大型映像装置

- ・表示部
- ・筐体部
- ・標示パネル
- ・LDU
- ・SOP
- ・SCU
- ・ディスプレイ
- ・PSコントローラ
- ・外気処理装置(※精密点検においては表示部の輝度測定及び色調整を行う)

#### ②アリーナ移動卓

- ・ケーブル補償器
- ・コントロールパネル
- ・映像分配機
- ・DVD一体型ビデオ
- ・映像・音声切替器
- ・ツイストペア伝送器
- ・液晶3連モニター
- ・液晶タッチパネル
- ・制御ユニット
- ・音量コントローラ
- ・CD/MDレコーダ
- ・カセットデッキ
- ・ワイヤレス受信機
- ・ワイヤレスチューナー
- ・ワイヤレスアンテナ
- ・ワイヤレスマイクロホン
- ・インカム親機
- ・ヘッドセット
- ・コンパクトミキサー
- ・電源制御ユニット

#### ③調整室

- ・カメラ制御切替器
- ・映像マトリックススイッチャー
- ・ワイド液晶テレビ
- ・BD/DVDレコーダ
- ・映像分配器
- ・コンポーネント分配器
- ・フレームシンクロナイザー
- ・コンポーネントマトリックススイッチャー
- ・音声マトリックススイッチャー
- ・ツイストペア受信機
- ・ツイストペア送信機
- ・ケーブル補償器
- ・画面合成プロセッサ
- ・HD-SDIコンバーター



- ・ 17 型液晶モニター
- ・ 音声モニター
- ・ メイン制御ユニット
- ・ 通信分配器
- ・ パワーサプライ
- ・ 音声遅延ユニット
- ・ 同期信号発生器
- ・ S D I スイッチャー
- ・ 電源制御ユニット
- ・ S D I 分配器
- ・ 映像分配器
- ・ ビデオパッチ盤
- ・ オーディオパッチ盤
- ・ MONO ユニット
- ④メイン放送室
  - ・ ミキシングユニット
  - ・ デジタルマルチプロセッサ
  - ・ パターンコントローラ
- ⑤カメラ部
  - ・ コンバーチブルカメラ
  - ・ コンバーチブルカメラ用屋内回転台
- ⑥ガイドボード
  - ・ ツイストペア受信機
  - ・ ツイストペア送信機
  - ・ 映像分配器
  - ・ 液晶テレビ
  - ・ DVD プレーヤー
  - ・ 50 型 P D P
- ⑦その他備品
  - ・ 液晶プロジェクター

## 6-12 トレーニング機器

### 6-12-1 業務内容

県営サンアリーナ、トレーニング室に設置されているトレーニング機器の正常な性能、機能を維持し、適正な運転が行われるよう保守点検を行う。

### 6-12-2 対象機器（県備品：平成 27 年 4 月 1 日現在）

No	品 名	規 格・内 容	員数	備考
1	バックエクステンションベンチ	セノーBA2711	1	
2	フラットベンチ	BD342	1	
3	スーパーダンベルセット	BE2001・2101・2201・2301・2401・2501・2601・2701・2801・2901	1	
4	ダンベルラック	BE1121	1	
5	カールストレットベンチ	BH0300	1	
6	ストレッチマット	セノー	4	
7	テーブルローラー	BJ0510	1	
8	スラックライン	GINNON CLASSIC-LINE300	1	
9	自走式トレッドミル	MATRIX	2	
10	クランクサイクル	MATRIX	2	

## 7 業務委託

### 7-1 業務委託

- (1)業務を行うにあたり、高度な専門性を要する場合又は法令等によりその業務を行える有資格者が必要な場合等においては、業務の一部を委託又は請負わすことができる。
- (2)業務を委託する場合は、あらかじめ三重県の承認を得て行う。

### 7-2 作業責任者

- (1)受託者は、業務の履行にあたり作業責任者を定め、委託者へ届出る。
- (2)作業責任者は、契約業務の履行、作業従事者の監督、関連部署との連絡調整、作業従事者の服務管理について総括する。

### 7-3 消耗品・雑材料等

- (1)業務に必要な消耗品雑材料及び軽微な部品等は、受託者の負担において用意する。
- (2)通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、委託者および受託者が協議し負担方法を決定する。

### 7-4 工具等

- (1)受託者は、業務工程表に示された作業量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行う。
- (2)受託者が作業上、委託者が所有する特殊工具等の必要がある場合、委託者はこれを認め、使用することについて拒まない。なお、委託者がその使用機械器具類が不相当と認めたものは使用してはならない。

### 7-5 現場発生品

- (1)業務において不要品等が発生したときは、調書を作成のうえ提出し、委託者の検収を受ける。
- (2)検収後は、委託者の指示により受託者の責任において適正に処理する。また、廃棄物については、関連法令及び指針に従い処理する。

### 7-6 作業用電力

- (1)業務に必要な電力は、委託者が無償で支給するが、方法等については別途協議する。
- (2)停電を伴う作業については、受託者が用意する。

### 7-7 図面等の閲覧

- (1)委託業務の範囲に関わり受託者は、委託者が管理する図面、取扱説明書等を閲覧することができる。
- (2)閲覧図書は本業務以外に使用してはならない。

### 7-8 その他

- (1)業務委託仕様書において記載されていない事項については、受託者は、作業に先立ち委託者と打合せを行い、議事録あるいは打合せ内容を含んだ図面を速やかに提出し、委託者の承認を得る。
- (2)設計書、仕様書にない事項であっても機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、受託者の負担においてこれを施工する。

.....

平成 20 年 4 月 1 日	改訂
平成 22 年 4 月 1 日	改訂
平成 27 年 4 月 1 日	改訂
令和 2 年 4 月 1 日	改定

三重県営サンアリーナ指定管理者審査基準及び配点表

別紙 2

①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準		配点
管理に対する基本方針	①-1	管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか	10
	①-2	施設の特性や業務内容を理解しているか	10
利用者の公平、公正な利用	①-3	社会的弱者(老人、障がい者)への配慮等、利用者の公平・公正な利用について考慮しているか	10
企業(団体)の社会的責任	①-4	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮(環境負荷に低減に関する取組)への対応は適切か	20
小 計			50

②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準		配点
利用者の安全確保	②-1	利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか	20
	②-2	危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか	20
施設等の維持管理	②-3	維持管理は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	10
	②-4	施設等の維持管理が効率的で安定的に行われる取組が提案されているか	10
危機管理体制や緊急時の対応	②-5	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	20
	②-6	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10
個人情報の保護への対応	②-7	個人情報保護を積極的に行うチェック体制や責任体制、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	20
小 計			110

③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準		配点
施設等の利用促進	③-1	施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか	20
	③-2	各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか	10
	③-3	自主事業は具体的に独創性があり、集客交流につながる内容となっているか	10
	③-4	施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	10
サービス向上への取組	③-5	飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか	10
	③-6	利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	20
他団体、地域との連携	③-7	他の団体との連携は具体的で効果的な提案がなされているか	10
	③-8	地域との協働の取組は具体的で効果的な提案がなされているか	10
	③-9	地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか	10
利用料金の収受等	③-10	サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか	10
貸館業務の手続き	③-11	利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすいものとなっているか	10
	③-12	利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか	10
成果目標	③-13	指定管理者自らが設定した成果目標は具体的で適切な内容となっているか	10
	③-14	県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な方法が提案されているか	10
小 計			160

④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目	審査基準		配点
収支計画の積算の考え方	④-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	④-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	20
コスト削減の考え方	④-3	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	20
	④-4	県費負担額の軽減につながっているか	10
小 計			60

⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準		配点
法人等の組織体制	⑤-1	提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	20
法人等の財政的基礎	⑤-2	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	20
人員配置、勤務体制	⑤-3	提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか	20
職員の人材育成方針、研修体制	⑤-4	国内外のMICE誘致、開催等に対応できる人材育成方針、研修計画となっているか	20
小 計			80
合 計			460

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、（三重県〇〇〇センター条例の一部を改正する条例（令和〇年三重県条例第〇号）による改正後の）三重県〇〇〇センター条例（令和〇年三重県条例第〇号。以下「センター条例」という。）第〇条の規定に基づき、三重県〇〇〇センター（以下「センター」という。）の管理業務に関し、次のとおり基本協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

## 第 1 章 総則

（管理の基本方針）

第 1 条 乙は、管理業務を実施するにあたっては、センターが公の施設としての公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、センターの設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、甲がめざす施策の実現に寄与するとともにセンターの利用者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図るものとする。

（管理業務）

第 2 条 センター条例第〇条で規定する乙が行う業務（以下「管理業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- （1）〇〇事業の実施に関する業務
- （2）センターの施設及び設備（以下「管理施設」という。）の利用の許可等に関する業務
- （3）センターの利用料金の收受等に関する業務
- （4）センターの管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
- （5）前各号に掲げる業務のほか、甲がセンターの管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目である業務仕様書は、別記 1 のとおりとする。

3 甲は、施設の良好な管理状況を確保するため、乙が行う管理業務について適正な成果目標を設定することとし、その内容は別記 2 のとおりとする。

（管理物件）

第 3 条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設並びに器具及び備品（以下「管理備品」という。）からなり、その内訳は別記 3 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、管理物件を前条で定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

4 甲又は乙は、別記 3 で示した管理備品に増減があった場合、管理備品増減報告書を提出しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該報告書が提出された年度における管理備品の増減について翌年度の年度協定（別途事業年度毎に締結する協定をいう。以下同じ。）で確認するものとし、同協定の締結をもって第 3 6 条の規定に基づく協定の変更があったものとみなす。

（指定期間）

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 甲が乙に支払う指定期間における指定管理料の総額は〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

2 甲は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払う。

3 甲が乙に対して支払う毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、年度協定により、毎年度定めるものとする。

(県施策への配慮)

第6条 乙は、管理業務を実施するにあたっては、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の県が推進する施策への取組等に配慮するものとする。

## 第2章 管理業務の実施

(法令等の遵守)

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働法等関係法令、センター条例並びに本協定及び年度協定を遵守するとともに、三重県〇〇〇センター指定管理者募集要項（附属書類、図面等を含む。以下「募集要項」という。）及び三重県〇〇〇センター指定管理者事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従い、善良なる管理者の注意をもって、管理業務を実施しなければならない。

2 前項で掲げる文書間に矛盾又は齟齬がある場合は、前項で掲げる順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において募集要項を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開館時間及び休館日における変更等)

第8条 乙は、センター条例第〇条で規定するセンターの開館時間又はセンター条例第〇条で規定する休館日について、センター条例に定める範囲内で変更しようとするときは、変更しようとする日の〇月前までに甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の規定により、開館時間又は休館日を変更する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

(利用の許可等)

第9条 乙は、センター条例第〇条に規定する利用許可、センター条例第〇条に規定する利用許可の取消し等の手続について、三重県行政手続条例（令和8年三重県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）の規定に従わなければならない。

- 2 乙は、行政手続条例に基づき作成する審査基準、標準処理期間、不利益処分に係る処分基準等（以下「基準等」という。）について、事前に甲の承認を受けて、管理業務を開始する日までに定めるものとする。
- 3 前項で作成した基準等については、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。
- 4 乙は、利用許可にあたっては、あらかじめ甲の承認を受けた取扱基準を利用者に明示し、適正に運用するものとする。

#### （文書等の保管及び保存）

第10条 乙は、乙の従業員が管理業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の従業員が組織的に用いるものとして乙が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程を別に定め、これにより適正に管理することとし、指定の期間が満了し、又は指定が取り消されたときは、管理文書の管理について甲の指示に従うものとする。

#### （情報の公開）

第11条 乙は、三重県情報公開条例（令和11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、乙の保有する管理業務に係る情報の公開に関し、次に掲げる措置を講ずるための規程を整備し、管理業務を開始する日から乙の保有する管理業務に係る情報の公開を実施するものとする。

- （1）管理文書の開示請求に関する措置
- （2）前号の措置に対する異議の申出に関する措置
- （3）情報提供に関する措置
- （4）その他乙の保有する管理業務に係る情報の公開を実施するために必要な措置
- （5）乙が指定管理者でなくなった後の前各号（第3号を除く。）に掲げる措置

- 2 乙は、前項の規程を定め、改め、又は廃するときは、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得るものとする。
- 3 乙は、指定期間が満了した日又は第33条の規定に基づき指定が取り消された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、第1項第5号に掲げる措置を講ずるものとする。

#### （個人情報の保護）

第12条 乙は、管理業務を実施するにあたり取り扱う個人情報については、別記4「個人情報の取扱いに関する特記事項」によらなければならない。

#### （利用料金の決定等）

- 第13条 乙は、センター条例第〇条の規定に基づき、センター条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 2 乙は、前項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の〇月前までに、変更後の利用料金の額、変更すべき理由等、甲の指定する事項を記載した書面により、甲に申し出て、

甲の承認を受けなければならない。

- 3 乙は、センター条例第〇条の規定により利用料金を減免するときは、あらかじめ減免の基準を明確にしておくものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により利用料金の額を設定し、若しくは変更し、又は減免する場合は、施設利用者への十分な周知を図らなければならない。

(自動販売機の設置にかかる収入の納付)

第13条の2 乙は、毎年5月20日までに自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付しなければならない。

(目的外使用)

第14条 乙は、管理業務以外の目的で施設を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、あらかじめ甲の許可を受けなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、〇〇の場合を除く。

- 2 乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなして、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、管理業務を実施するにあたり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業員に対し、管理業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において、管理業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(施設利用者の意見等の反映)

第17条 乙は、施設で提供するサービスの向上等の観点から、アンケート等により施設利用者の意見等を把握し、その後の管理業務への反映に努めるものとする。

(経理の区分)

第18条 乙は、管理業務に関しては、専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

- 2 乙は、事業年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(監査の実施等)

第19条 乙は、地方自治法第199条第7項、第252条の3第4項又は第252条の4第1項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人が管理業務に係る出納その他の事務について監査する必要があると認めるときは、その実施について協力しなければならない。

(管理備品の取扱い)

第20条 乙は、故意又は過失により管理備品を毀損し、又は滅失したときは、甲に報告したうえでこれを弁償し、又は自己の費用で当該管理備品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、購入し又は調達した管理備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項により管理備品を購入し、又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理備品について、定期的に現物の実査を実施してその結果を書面に残さなければならない。

(管理施設の形質変更等)

第21条 乙は、管理施設の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、天災地変その他の事故により管理施設を損壊し、又は滅失したときは、遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。

(緊急発生時の対応)

第22条 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故や災害（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに適切な応急措置を行うとともに、甲その他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、必要な措置について甲と協議しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力をして事故等の原因調査にあたるものとする。

(リスク分担)

第23条 管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項（以下「リスク」という。）の分担については、別記5「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。

3 前2項のリスク分担により発生する補償又は賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意を持って協議し決定する。

(損害賠償)

第24条 乙は、管理業務を実施するにあたり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(不当介入への対応)

第25条 乙は、管理業務を実施するにあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、



若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等)による不当介入(乙に対して行われる契約履行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。))を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事
- (3) 甲に報告すること
- (4) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと

### 第3章 管理状況の把握等

(業務計画書の提出等)

第26条 乙は、甲に提出した事業計画書をふまえて、毎事業年度、甲の指定する内容を記載した業務計画書を作成のうえ、前年度の○月末までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができるものとし、乙は合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。

3 乙は、第1項の規定により提出した業務計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(業務報告書の提出等)

第27条 乙は、甲が指定する項目について、毎月、業務報告書を作成して、翌月○日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

3 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前2項に掲げるもののほか、管理業務の実施状況及び乙の経理の状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の提出等)

第28条 乙は、毎事業年度終了後○月以内に、甲が指定する内容を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して○月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(評価・報告書の提出)

第28条の2 乙は、管理業務について、毎事業年度終了後○月以内に次に掲げる項目を記載した評価・

報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの利用料金の収入の実績
- (3) 管理業務に関する経費の収支状況
- (4) 成果目標及びその実績
- (5) 管理業務に関する自己評価

(決算書類の提出)

第28条の3 乙は、団体の毎事業年度の決算確定後1月以内に、当該年度の収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を甲に提出しなければならない。

(実施状況の調査、指示等)

第29条 甲は、乙が第28条の規定により提出した事業報告書により、乙が行う管理業務の実施状況について確認を行うものとする。

- 2 甲は前項における確認のほか、年一回以上管理物件に立ち入り、乙による管理業務の実施状況等を確認し、評価を行う。この場合において、甲は乙に対して管理業務の実施状況、収支の状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、前項による甲の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。この場合において、乙は、必要とされる関係書類を速やかに提示するなど甲が実施する調査に対して誠実に対応しなければならない。
- 4 前3項による調査等の結果、乙による管理業務の実施の状況が、別記1で掲げる業務仕様書で示したサービスや維持管理などの基準を満たしていない場合等は、甲は、乙に対して管理業務について必要な指示又は改善勧告（以下「指示等」という。）を行うことができる。
- 5 乙は、前項による指示等を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

## 第4章 管理業務の終了

(引継ぎ)

第30条 指定期間の満了又は指定の取消しなどにより乙の管理業務が終了する場合は、管理業務に係る債権及び債務の引継ぎに関しては、甲及び乙が協議のうえ、乙は、甲又は甲が指定するものに適正に引き継ぐものとする。

- 2 その他の管理業務の引継ぎについては、乙は、甲又は甲が指定するものに誠意をもって協力するものとする。

(原状回復義務)

第31条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第33条の規定により指定を取り消されたとき若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、速やかに甲に明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申出を甲が認めた場合には、乙は管理物件を原状に回復することなく、甲が指示した状態で甲に明け渡すことができるものとする。

- 3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく相当な期間の経過後も管理物件を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理物件を原状に回復するために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、かつ、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

## 第5章 指定の取消し等

(管理業務の継続が困難になった場合の措置等)

第32条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して実地調査を行ったうえで、指示等を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施などを求めることができるものとする。

- 3 乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合には、甲及び乙は、今後の管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 甲に対し、正当な理由なく報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合
- (2) 乙が、第27条第3項、第29条第4項又は前条第2項の規定に基づく甲の指示等に従わない場合
- (3) 乙が、本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められる場合
- (4) 乙が、関係法令等並びに本協定及び年度協定の規定に違反したと認められる場合
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が、センターの指定管理者として管理業務を継続することができないと認められる場合
- (6) 役員等（乙が法人である場合には、その法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められる場合
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営し、又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる場合
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営し、又は運営に実質的に関与していると認められる法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (9) 前3号のほか、役員等が、暴力団若しくは暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、又は自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待するような関係若しくは暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有していると認められる場合
- (10) 乙の経営に暴力団関係者が実質的に関与していると認められる場合。

- (1 1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けた場合
- (1 2) 前各号に掲げるもののほか、乙が、センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められる場合
- 2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に損害が生じてもその賠償の責めを負わない。

## 第6章 その他

### (権利譲渡禁止)

第34条 乙は、本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

### (重要事項の変更の届出)

第35条 乙は、定款、寄附行為、事務所の所在地又は役員等の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

### (協定の変更)

第36条 管理業務の遂行にあたり、その前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

### (協定の履行等)

第37条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、報告及び承認は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(令和4年法律第51号)の定めるところによる。

4 管理業務に関して甲乙間に争いが生じた場合は、津地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

### (疑義についての協議)

第38条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲及び乙は、この本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事

乙

#### 別記1「業務仕様書」

「センター管理施設の利用の許可等に関する業務」

センター条例第〇条の規定に基づき、利用の許可に関する業務を行うこと。

(必要に応じて具体的細目を記載)

公の施設の使用が、暴力団を利することとなると疑われる場合等は、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱運用協定書」に基づき、照会、協力要請等を行い、利用を許可せず、又は利用の許可を取り消すことができる。

#### 別記2「成果目標」

#### 別記3「管理物件」

#### 別記4「個人情報の取扱いに関する特記事項」

##### 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

##### 2 秘密の保持

乙は、管理業務に関して知ることができた個人情報をみだりに（又は甲の承諾なしに）他人に知らせてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

##### 3 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

##### 4 責任者等の報告

(1) 乙は、個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、(1)の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

##### 5 収集の制限

(1) 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

##### 6 利用及び提供の制限

乙は、管理業務に関して知り得た個人情報を甲の承諾なしに当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

##### 7 教育の実施

乙は、管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例第13条、第68条、第69条及び第72条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他管理業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

##### 8 派遣労働者等の利用時の措置

(1) 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

##### 9 再委託の禁止

(1) 乙は、管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(2) 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- ① 再委託する業務の内容
  - ② 再委託の相手方
  - ③ 再委託の期間
  - ④ 再委託が必要な理由
  - ⑤ 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容
  - ⑥ 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
  - ⑦ 再委託先の相手方の監督方法
  - ⑧ その他甲が必要と認める事項
- (3) 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- ① 再委託先
  - ② 再委託する業務の内容
  - ③ 再委託の期間
  - ④ 再委託先の責任体制等
  - ⑤ 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
  - ⑥ その他甲が必要と認める事項
- (4) 乙は、(3)の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- (5) 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

#### 10 個人情報の適正管理

乙は、管理業務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ③ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ④ 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- ⑤ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- ⑥ 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ⑦ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- ⑧ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

## 11 個人情報の返還、廃棄又は消去

- (1) 乙は、管理業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、本協定が終了し、又は解除された後において直ちに甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- (2) 乙は、(1)の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- (3) 乙は、パソコン等に記録された(1)の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- (4) 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- (5) 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

## 12 点検の実施

乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

## 13 検査及び立入調査

- (1) 甲は、管理業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。
- (2) 甲は、前項の目的を達するため、個人情報を取り扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又は管理業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

## 14 事故発生時の対応

- (1) 乙は、管理業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。



別記5 「リスク分担表」

種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害 (※)	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
税制度の変更	税制度の変更があった場合	○	○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件当たり〇〇万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）	○	○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修理等に係る費用が1件当たり〇〇万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）	○	○
	上記以外の場合	○	
債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		○
	上記以外の場合	○	
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○
(※) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、甲及び乙で協議して決定するものとする。			

## 年度協定書（標準案）

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「三重県〇〇〇センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり、令和〇〇年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 年度協定は、三重県〇〇〇センター（以下「センター」という。）の管理に係る令和〇〇年度の管理業務の内容及びその業務実施に要する経費として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（管理業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇〇年度に実施する管理業務の内容が、別記1に定めるとおりであることを確認する。

（管理備品）

第4条 甲及び乙は、基本協定別記3で定める管理備品について、同協定第3条第4項の規定に基づき別記2のとおり増減があったことを確認する。

（指定管理料）

第5条 甲は、令和〇〇年度におけるセンターの指定管理料として、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料の支払方法は、次のとおりとする。

（1）乙は、毎月末日から〇日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

（2）甲は、当該請求書を受領してから〇日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（疑義についての協議）

第6条 年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、基本協定によることとし、基本協定に定めのない場合においては、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲及び乙は、この本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事

乙

別記1 「令和〇〇年度に実施する業務内容」

別記2 「令和〇〇年度における管理備品の増減」

1 増

管理備品番号	品名	受入日

2 減

管理備品番号	品名	返納日

管理備品増減報告書		年 月 日
三重県知事	宛て	
	所在地	
	指定管理者 団体名	印
	代表者氏名	
<p>〇〇センターの指定管理業務にかかる管理備品について、変更がありましたので、下記のとおり報告します。</p>		
1 増		
管理備品番号	品名	受入日
2 減		
管理備品番号	品名	返納日

※三重県が独自に備品を購入し、管理備品に加える場合も、指定管理者に対して上記様式に基づき報告するものとする。

様式例（別記４－４（１）関係）

個人情報保護責任体制等報告書		年 月 日
三重県知事	宛て	
	所在地 指定管理者 団体名 代表者氏名	印
〇〇センター指定管理業務に関する個人情報の責任体制等について、下記のとおり報告します。		
1 責任体制等に関する事項		
個人情報保護責任者	(所属・役職等)	(氏名)
作業従事者	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
作業従事者への教育方法	(具体的に記入)	
2 事故等発生時の連絡体制		
(県)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">責任者 電話 000-000-0000</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">担当者 電話 000-000-0000</div> </div>	
(指定管理者)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">作業責任者 電話 000-000-0000</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">作業従事者A 電話 000-000-0000</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">作業従事者B 電話 000-000-0000</div> </div> <div style="margin-top: 10px; display: flex; justify-content: flex-end;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">作業従事者C 電話 000-000-0000</div> </div>	

様式例（別記４－４（２）関係）

個人情報の責任体制等変更報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地

指定管理者 団体名 印

代表者氏名

〇〇センター指定管理業務に関する個人情報の責任体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 責任体制に関する事項

個人情報保護責任者	(所属・役職等)	(氏名)
作 業 従 事 者	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)

2 事故等発生時の連絡体制

(県)

責任者  
電話 000-000-0000

↔

担当者  
電話 000-000-0000

(指定管理者)  
作業責任者  
電話 000-000-0000

↕

作業従事者A  
電話 000-000-0000

↕

作業従事者B  
電話 000-000-0000

作業従事者A  
電話 000-000-0000

↔

作業従事者C  
電話 000-000-0000

作業従事者A  
電話 000-000-0000

↔

作業従事者B  
電話 000-000-0000

様式例（別記４－９（２）関係）

個人情報の処理を行う業務の再委託承諾願 年 月 日	
三重県知事	宛て
	所在地 指定管理者 団体名 代表者氏名
	印
<p>〇〇センター指定管理業務のうち、個人情報の処理を行う業務について、下記のとおり再委託を行いたいので承諾願います。</p>	
1 再委託に係る業務の内容及び期間	
再委託する業務の内容	
再委託の期間	年 月 日～ 年 月 日
2 再委託予定先	
住所又は所在地	
氏名又は商号	
代表者氏名	
3 再委託が必要な理由	
4 再委託先に求める個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法	
個人情報の保護に関する事項の内容	(具体的に記入※)
再委託先の相手方の監督方法	(具体的に記入※)
※ 別紙として添付してもかまわない。	
上記４に記載の個人情報の保護に関する事項を遵守することを誓約します。	
	住所又は所在地 再委託先 氏名又は商号 代表者氏名
	印

様式例（別記４－９（３）関係）

再委託先の個人情報の責任体制等報告書		年 月 日
三重県知事	宛て	
	所在地	
	指定管理者 団体名	印
	代表者氏名	
<p>〇〇センターの指定管理業務のうち、個人情報の処理を行う業務の再委託に関し、再委託先の個人情報の責任体制等について、下記のとおり報告します。</p>		
1 再委託先		
住 所 又 は 所 在 地		
氏 名 又 は 商 号		
代 表 者 氏 名		
電 話 番 号		
2 再委託に係る業務の内容等		
再委託する業務の内容		
再委託の期間	年 月 日～ 年 月 日	
3 再委託先の責任体制等		
個人情報保護責任者	(所属・役職等)	(氏名)
作 業 従 事 者	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
	(所属・役職等)	(氏名)
作業従事者への教育方法	(具体的に記入)	
作業場所		
保管場所及び保管方法		
移送方法	(具体的に記入)	
4 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法		
個人情報の保護に関する事項の内容	(具体的に記入※)	
個人情報の保護に関する事項の監督方法	(具体的に記入※)	
※ 別紙として添付してもかまわない。		



様式例（別記４－９（４）関係）

再委託先の個人情報の責任体制等変更報告書

年 月 日

三重県知事

宛て

所在地  
指定管理者 団体名  
代表者氏名

印

〇〇センターの指定管理業務のうち、個人情報の処理を行う業務の再委託に関し、再委託先の個人情報の責任体制等について、下記のとおり変更がありましたので報告します。

1 再委託先の責任体制等

個人情報保護責任者	(所属・役職等)	(氏名)	(連絡先)
作 業 従 事 者	(所属・役職等)	(氏名)	
	(所属・役職等)	(氏名)	
	(所属・役職等)	(氏名)	
	(所属・役職等)	(氏名)	

様式例（別記４－１０④関係）

〇〇委託業務に係る個人情報の複写・複製承諾願

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地  
受託者 氏名又は商号 印  
代表者氏名

〇年〇月〇日に当該業務に関して貴県から引き渡しを受けた個人情報の複写・複製について承諾願います。

個人情報の名称・媒体・部数

No.	個人情報の名称	媒体（※）	部数
1			
2			
3			
4			
5			

※ 複写・複製に使用する媒体（ノートパソコン、USBメモリ、紙等）を記載

複写・複製が必要な理由及び安全対策上の措置

様式例（別記４－１１（４）関係）

〇〇センター指定管理業務に係る個人情報の廃棄・消去報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地  
 指定管理者 団体名 印  
 代表者氏名

〇年〇月〇日に当該業務に関して貴県から引渡しを受けた（当社が収集・作成した）次の個人情報について完全に廃棄・消去したことを報告します。

廃棄・消去した個人情報

No.	個人情報の名称	個人情報の内容・件数・記録媒体等	廃棄・消去を行った日(※)	廃棄・消去方法	責任者
1					
2					
3					
4					
5					

※ 個人情報の返還を行う際は、当該個人情報の複写・複製をすべて廃棄又は消去したことを確認すること。

様式例（別記４－１４（１）関係）

〇〇センター指定管理業務に係る個人情報の漏えい等事故報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地  
 指定管理者 団体名 印  
 代表者氏名

〇〇センター指定管理業務基本協定書別記４「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、以下のとおり報告します。

種 類	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 滅失・毀損 <input type="checkbox"/> その他
発生日時	
発生場所	
発生状況	※発生原因も含めて記載
被害状況	※情報の項目、人数等を含めて記載
応急措置の内 容	
担当者連絡先	所属・氏名 電話番号
備 考	

## 別紙 4 「リスク分担表」

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償 (※1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
	上記以外の場合	○	
施設利用者への損害 (※1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
管理費変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合（急激な物価変動等を除く）		○
物価変動	人件費、物品費等、急激な物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	
事業の中止・延期	県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
税制度の変更 (※3)	税制度の変更があった場合	○	○
管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕に係る費用が1件当たり100万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）(※2)		○
	上記以外の場合	○	
備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修理等に係る費用が1件当たり100万円を超えない場合（経年劣化の場合も含む）(※2)		○
	上記以外の場合	○	
債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		○
	上記以外の場合	○	
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

※1 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、甲及び乙で協議して決定するものとする。

※2 「1件」とは、「一施設又は一設備、一器具の修繕について発注を行う単位（効率性等の観点から類似の複数の業務を一括して発注する場合を含む。）」を目安とする。

※3 県・指定管理者双方に○があるものは、両者協議のうえ決定するものとする。

## 広域受援業務に関する覚書

三重県（以下「甲」という。）と三重県営サンアリーナ（以下、「サンアリーナ」という。）指定管理者である株式会社スコルチャ三重（以下「乙」という。）は、災害発生時等の広域受援業務に関して次のとおり覚書を締結するものとする。

## （目的）

第1条 この覚書は、三重県広域受援計画（以下、「広域受援計画」という。）の「第4章 医療・保健活動に関する計画」及び「第6章 物資調達に関する計画」に定める業務を円滑に遂行するため、サンアリーナを三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）（以下、「伊勢志摩拠点」という。）の補完施設として一体運用するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

## （発動要件）

第2条 甲は、地震、津波及び風水害等（以下、「災害等」という。）により三重県地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、配備体制を整えた場合であって、必要であると認めるときは、サンアリーナを伊勢志摩拠点の補完施設として優先利用するため、乙に協力を求めるものとする。

## （協力依頼の方法）

第3条 前条の協力依頼は、原則として、事前に文書で行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は口頭で行うことを妨げない。

## （サンアリーナ管理者の責務）

第4条 乙は、施設の被災状況や人員等の実情に応じて、可能な範囲で次条に定める業務に協力するものとする。

- 2 乙が甲に協力するにあたっては、施設の利用者や観客等の安全確保に必要な措置を優先して講じるものとする。
- 3 乙は正当な理由なく協力を拒むことはできない。

## （業務内容）

第5条 甲が乙に協力依頼する事項は次のとおりとする。

## （1）被災状況の連絡

災害等の発生その他、甲が必要と認める際に、サンアリーナ並びに付帯施設及び周辺道路等の被災状況について甲からの照会に対して現状を回答すること。

## （2）物資拠点の準備

広域受援計画に定める国のプッシュ型支援物資の搬入、荷捌き、保管、ピ

ッキング及び搬出等の作業が円滑かつ安全に実施できるよう、サンアリーナ利用客等の退出誘導、床面の養生、トラックの動線確保等の準備を行うこと。

(3) 広域搬送拠点臨時医療施設（以下、「SCU」という。）の準備

広域受援計画に定めるSCUの活動が実施できるよう、サンアリーナ利用客等の退出誘導や医療搬送の動線確保等の準備を行うこと。

(4) 施設や備品の優先使用

物資拠点やSCU等及び甲の執務スペースとして、メインアリーナ、会議室その他の必要となる一切の付帯施設と設備を使用すること。

(5) その他

その他、甲が必要と認めること。

- 2 前項の業務内容は、広域受援計画の目的を達成する範囲内で必要最低限としなくてはならない。
- 3 報告や準備方法、手順及び使用する施設の範囲等は、別紙のとおりとする。

(期間)

第6条 甲がサンアリーナを伊勢志摩拠点の補完施設として使用する期間は、甲乙が協議して決定する。

(費用弁償)

第7条 甲はサンアリーナの施設等の使用に対し、乙と協議のうえ三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号）の規定に基づき、借上料及び光熱水費を支払うものとする。

- 2 前項の借上料は、乙が規定するサンアリーナ利用規則による利用料金を基準とし、過年度の平均的な貸出単価を勘案のうえ、甲乙が協議して決定した額とする。
- 3 甲（甲が業務を委託した者を含む。）の責により生じた建物、備品等の損害は、乙と協議のうえ甲が補償するものとする。

(協議)

第8条 甲又は乙は、この覚書の内容に関し疑義が生じた場合は、協議を行って解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書は締結の日から令和3年3月31日までを有効期間とする。

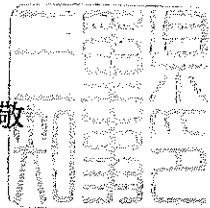
この覚書は二通作成し、後日のために双方が一通ずつ保有するものとする。

令和元年 9月 2日

(甲)

三重県津市広明町 1 3  
三重県

三重県知事 鈴木 英敬



(乙)

三重県伊勢市朝熊町字鳴谷 4 3 8 3 番地の 4  
株式会社スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保





## 別紙

### 県災害対策本部がサンアリーナ管理者に依頼する協力事項

広域受援業務に関する覚書第5条に定める、報告や準備方法、手順及び使用する施設の範囲等は、以下のとおりとします。

#### 1 被災状況の連絡

三重県（以下、甲と表記します。）がサンアリーナ管理者（以下、乙と表記します。）に対して電話又は訪問等により、広域拠点としての使用が可能な観点から、建物、付帯施設及び周辺道路の状況について聞き取りますので、調査のうえ回答してください。

なお、特に必要がある場合は、サンアリーナの施設点検記録等の提供を求められる場合がありますので、可能な範囲で協力してください。

#### 2 物資拠点、SCUの受入れ準備

##### (1) サンアリーナ利用客等の安全確保

① 発災時点でサンアリーナが現に使用中である場合、乙は安全確保上必要な場合は、サブアリーナ等に一時的に退避させる等の対応をとってください。

② ただし、別紙で定める使用区域は、救援物資の保管等の場所やSCU等に使用するため、一時避難場所や避難所にするのはできる限り避けてください。

##### (2) 設置物等の撤去等

甲の協力依頼により、乙は以下の作業を可能な範囲で速やかに行うものとします。

① 使用区域内に設置された、舞台、観客席、展示ブース等を、主催者等と協議のうえ撤去してください。

② サンアリーナ敷地内は物資の運搬車両や緊急車両の駐停車スペースとなるため、これら以外の車両が進入しないように対応してください。

##### (3) 床面の養生

甲の協力依頼により、乙は以下の作業を、甲と乙が協議のうえ別途定める期限までに行うものとします。この際、甲からの要請により、乙は養生作業に協力するものとします。

① メインアリーナが救援物資の保管等に使用できるよう、シートとコンパネにより必要な床面養生を行ってください。

② やむを得ない場合は、床の全面でなく、使用できる一部の床面のみの養生でも可とします。

(4) トラック等の動線確保

メインアリーナ南側（搬入口E）、東側（ポーチ）及び西側（搬入口G）のゲートを物資トラックの荷下ろし等の場所とするので、安全に配慮し、トラックの進入に必要な経路と、駐車、転回及び荷物の積み下ろし等に必要なスペースを確保してください。

また、北側のバリアフリー玄関は、SCUの救急搬送路とするので患者移送等に必要なスペースと動線を確保してください。

3. 使用区域等

(1) 甲が使用する施設はおおむね下記及び別図のとおりとします。

種別	名 称	仕 様	備 考
施 設	メインアリーナ	延床面積 13,965m <sup>2</sup> フロア面積 3,489m <sup>2</sup> フロア寸法 83m×48m	
	会議室 1	延床面積 68m <sup>2</sup>	
	記者室・本部室・役員室	延床面積 214m <sup>2</sup>	
	国際会議室	延床面積 241m <sup>2</sup>	
	レセプション室	延床面積 245m <sup>2</sup>	
	ラウンジ (1F)	延床面積 210m <sup>2</sup>	
	サブアリーナ (※メインアリーナが使用不能で、かつ、利用客の退避がない場合に限る)	延床面積 4,902m <sup>2</sup> フロア面積 1,746m <sup>2</sup> フロア寸法 48m×34m	
	サンアリーナ非常用発電装置	500kwh	
	防災用自家発電装置	22.5kwh	甲（防災対策部）所管

(注) 使用施設には、利用するにあたって必要な什器備品を含むものとします。

(2) 甲が使用する備品はおおむね下記のとおりとします。

種別	名 称	仕様・数量	備 考
備 品	フォークリフト	電動式 1.75t 1台	
	床養生用材 (シート、コンパネ板等)	シート 52枚 コンパネ 2,000枚	
	畳・レスリングマット	柔道畳 360枚 レスリングマット 144枚	

(3) 施設、備品の使用に必要となる電気、水道等の使用も含むものとします。

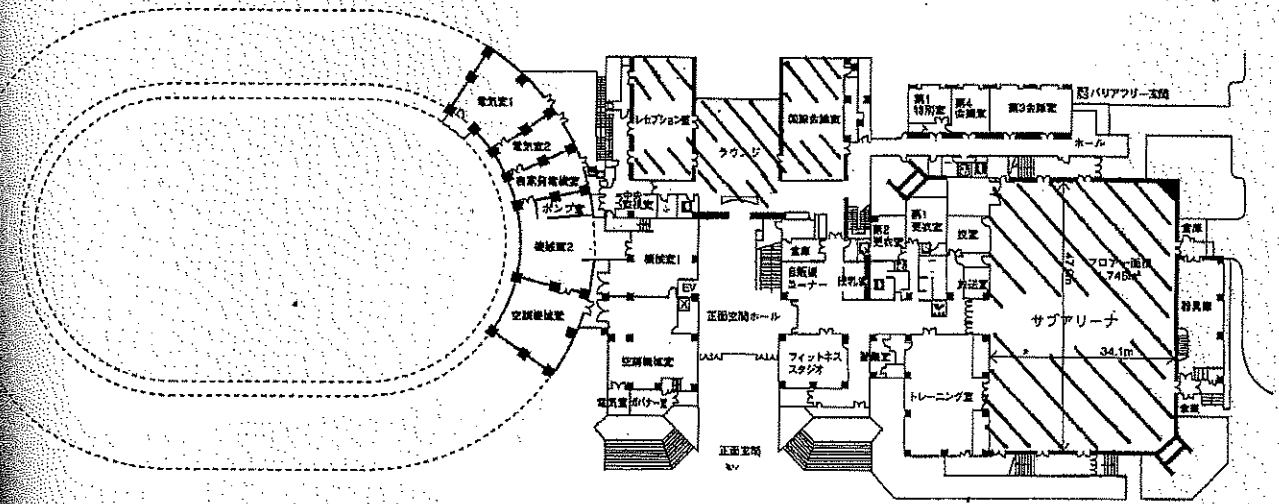
(4) 施設の使用にあたっては、甲が必要な範囲内において、パレット、投光器、発電機、SCU機材などの自己物品を持ち込んで作業を行います。この場合、持ち込んだ物品の品名や個数等は乙に情報提供するものとします。

#### 4 その他

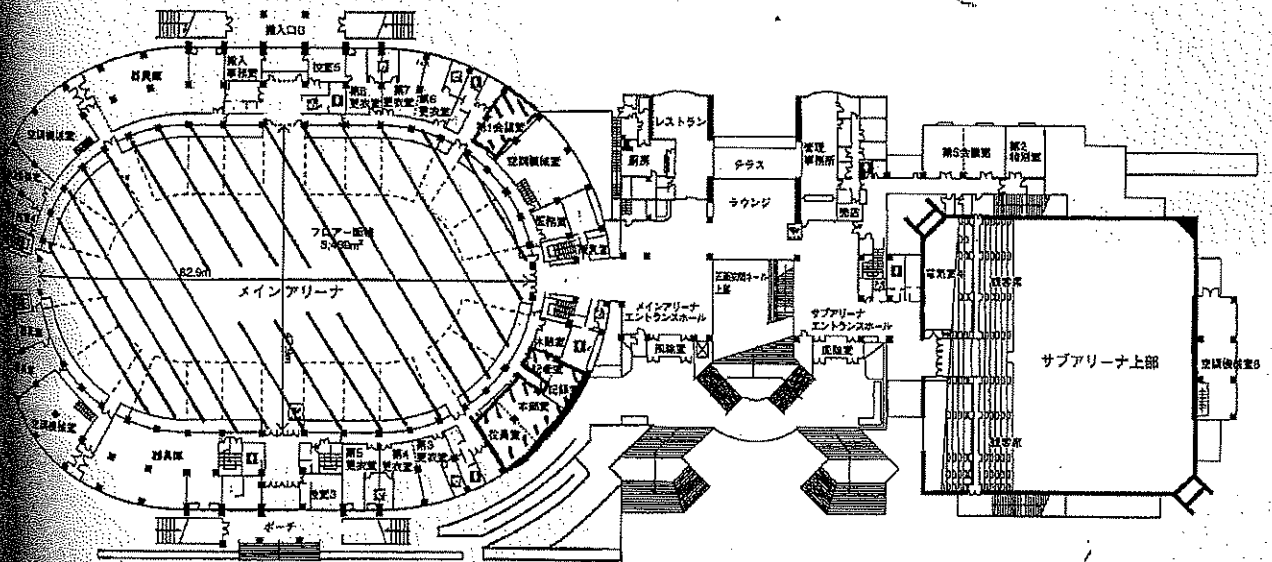
3の(1)から(4)のほか、甲が必要と認める場合には、乙に事前に協議し、承諾を得たうえで、必要な施設等の使用ができるものとします。

# SUN ARENA

サンアリーナ平面図



1階 平面図



2階 平面図

## 原子力災害広域避難に係る避難経由所の設置運営等に関する覚書

三重県、三重県営サンアリーナ指定管理者である株式会社スコルチャ三重及び袋井市は、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合（以下「原子力災害時等」という。）における避難経由所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、袋井市原子力災害広域避難計画に基づき行う避難経由所の設置及び運営について円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難経由所の指定）

第2条 避難経由所は、次のとおり指定する。

- (1) 施設名 三重県営サンアリーナ
- (2) 住 所 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4

（避難経由所の機能）

第3条 避難経由所の機能は、以下のとおりとする。

- (1) 避難者の避難所への振分け及び誘導
- (2) 避難退域時検査済証の確認
- (3) 避難者の救護

（避難経由所の開設）

第4条 避難経由所は、三重県が、袋井市及び静岡県と連携し開設するものとする。開設の決定及び使用する施設の区域の選定は、施設の利用や予約状況等に十分配慮するものとする。

2 避難経由所の開設は以下のいずれかの時点で行うものとする。

- (1) 三重県が静岡県を通して袋井市からの受入要請を受けた時点
- (2) 三重県が袋井市民の県外広域避難が予想される原子力災害の発生を覚知した時点

3 避難経由所の開設にあたり、指定管理者との連絡調整は、三重県が行うものとする。

4 避難経由所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、避難の状況を踏まえ、三重県が静岡県、袋井市及び指定管理者と協議し、決定するものとする。

（避難経由所の運営）

第5条 避難経由所の運営は、初動時は主に三重県と電力事業者が開設運営するが、静岡県及び袋井市は、職員派遣及び運営について、できる限りの協力をするものとする。

（避難経由所の必要物資等）

第6条 避難経由所運営に必要な物資及び防災資機材、（以下「必要物資」という。）については、三重県が静岡県及び袋井市と連携し確保に努めるものとする。

2 原則、指定管理者は、避難経由所の運営に参加しない。ただし、施設の利用に関する指示や、可能な範囲で備品や設備等の提供及び貸与等に協力するものとする。

第7条 避難経由所の設置運営に係る費用及び損害については、原則として指定管理者と協議の上、袋井市が次の費用等を負担する。

(1) 施設の施設利用料及び光熱費。なお、避難経由所の設置運営のために、予約をしていた申込者が施設の利用を辞退した場合は、その申込者が指定管理者に支払を予定していた施設利用料及びキャンセル料とする。

(2) 施設の利用により生じた建物、備品等の損害等に対する補償

(3) 施設の利用により生じた施設利用者及び第三者への賠償に対する補償  
(マニュアルの作成)

第8条 避難経由所の設置運営を円滑に行うため、袋井市及び三重県は避難受入市町及び指定管理者の協力を得て、連絡体制、受入準備、使用区域等を示したマニュアルの作成等を行う。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、三重県と袋井市が静岡県、指定管理者を含む関係機関と協議して定めるものとする。

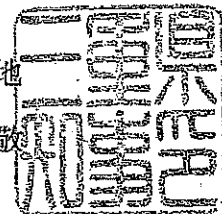
(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、令和3年3月31日までとする。

令和2年1月17日

三重県津市広明町13番地

三重県知事 鈴木英敬



三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地の4

三重県営サンアリーナ

指定管理者

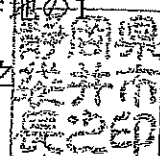
株式会社スコルチャ三

代表取締役 濱田典



静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

静岡県袋井市長 原田英之



## 三重県営サンアリーナ条例

平成六年三月二十九日  
三重県条例第四号

## (設置)

第一条 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上並びに国際交流及び集客交流の促進を図るため、三重県営サンアリーナ（以下「サンアリーナ」という。）を伊勢市に設置する。

一部改正〔平成一七年条例六一号〕

## (事業)

第二条 サンアリーナにおいては、次の事業を行う。

- 一 メインアリーナ、サブアリーナその他の施設（設備及び器具を含む。以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- 二 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。
- 三 講演会、展示会等の開催その他文化の振興に必要な事業
- 四 国際交流及び集客交流の促進を図るために必要な事業
- 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

一部改正〔平成一〇年条例二三号・一七年六一号〕

## (指定管理者による管理)

第三条 サンアリーナの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主としてサンアリーナの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例六一号〕、一部改正〔平成一九年条例三号・二七年一号〕

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 サンアリーナの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十七条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事がサンアリーナの管理上必要と認める業務

全部改正〔平成一七年条例六一号〕

## (指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、サンアリーナの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、サンアリーナの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - 四 事業計画の内容が、サンアリーナの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、サンアリーナを最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、サンアリーナの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 三 第十七条第二項の規定により利用料金を承認したとき。

追加〔平成一七年条例六一号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 サンアリーナの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項



三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例六一号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 サンアリーナの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 サンアリーナの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、サンアリーナの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一七年条例六一号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、サンアリーナの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(開館日及び利用時間)

第十二条 サンアリーナの開館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、サンアリーナの管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は利用時間を変更することができる。

開館日	一月一日から十二月三十一日までの日
利用時間	午前九時から午後九時まで

追加〔平成一七年条例六一号〕

(利用の許可)

第十三条 サンアリーナの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の

許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 サンアリーナの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、サンアリーナの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、サンアリーナの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

一部改正〔平成一〇年条例二三号・一一年八号・一七年六一号〕

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、サンアリーナの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年条例六一号〕

（利用者等に対する指示）

第十五条 指定管理者は、サンアリーナの施設等の保全その他サンアリーナの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十二条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一〇年条例二三号・一七年六一号〕

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、サンアリーナの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したサンアリーナの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

（利用料金の収入）

第十七条 指定管理者は、サンアリーナの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一四年条例三三号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(利用料金の納入)

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(利用料金の減免)

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(利用料金の返還)

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりサンアリーナの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(原状回復義務)

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったサンアリーナの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(損害賠償義務)

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりサンアリーナの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(秘密保持義務)

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、サンアリーナの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(規則への委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一〇年条例二三号・一四年三三号・一七年六一号〕

附 則

この条例は、平成六年六月一日から施行する。ただし、第二条から第十条まで及び第十二条から第十四条までの規定は、平成七年一月四日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号)

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二十五日三重県条例第三十九号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十七日三重県条例第二十三号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第十一条第二項に係る部分に限る。）及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における三重県営サンアリーナの施設（設備を含む。）の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第六十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県営サンアリーナの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県営サンアリーナ条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営サンアリーナ条例（附則第五項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十五号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十二号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県営サンアリーナ条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営サンアリーナ条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分  
（指定管理者による管理）

第三条

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第一百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてサンアリーナの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第四十一号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県営サンアリーナ条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営サンアリーナ条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表（第十一条、第十七条関係）

一 施設

区分		一時間当たりの金額（円）
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合 一八、三三〇 (二一、九九〇)
		入場料を徴収する場合 一八八、四二〇 (二二六、一〇〇)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合 一八八、四二〇 (二二六、一〇〇)	
	式典、集会等に利用する場合 五六、〇一〇 (六七、二一〇)	
	展示会、見本市等に利用する場合 七五、三七〇	

			(九〇、四四〇)
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	五、〇九〇 (六、一〇〇)
		入場料を徴収する場合	五一、九四〇 (六二、三二〇)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	五一、九四〇 (六二、三二〇)	
	式典、集会等に利用する場合	二〇、三七〇 (二四、四四〇)	
	展示会、見本市等に利用する場合	三〇、五五〇 (三六、六六〇)	
第一特別室			一〇、一八〇
第二特別室			一〇、一八〇
国際会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	二〇、三七〇
		その他に利用する場合	一〇、一八〇
レセプション室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	二〇、三七〇
		その他に利用する場合	一〇、一八〇
第一会議室			二、〇三〇
第二会議室			二、〇三〇
第三会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	八、一四〇
		その他に利用する場合	四、〇七〇
第四会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	八、一四〇
		その他に利用する場合	四、〇七〇
第五会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	八、一四〇
		その他に利用する場合	四、〇七〇
フィットネススタジオ			二、〇三〇 (二、四三〇)

備考

- 一 ( )の金額は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日に利用する場合の額とする。
- 二 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものも含む。
- 三 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。
- 四 準備又は撤去のため使用する場合の金額は、この表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

二 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額（円）
レストラン	二、九六三、八八〇
その他の場所（一平方メートル当たり）	四九、九〇〇

備考

- 一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。
- 二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

三 特定設備

区分	単位	金額（円）	
電光表示盤	一台一日につき	四、七八〇	
大型映像装置	一時間につき	一〇、三八〇	
音響設備	メインアリーナ	一日につき	二三、〇一〇
	サブアリーナ	一日につき	三、七六〇
照明設備	メインアリーナ	一時間につき	七、五三〇
	サブアリーナ	一時間につき	二、五四〇
冷暖房設備	メインアリーナ	一時間につき	三一、三七〇
	サブアリーナ	一時間につき	一三、一三〇
壁面収納可動席	一区画一日につき	一五、四八〇	

四 設備等

区分	金額（円）
設備及び器具一点又は一式につき	一八、八四〇

全部改正〔平成一七年条例六一号〕、一部改正〔平成一八年条例六五号・一九年五二号・二六年六二号・三一年四一号〕

# 三重県営サンアリーナ条例施行規則

平成十年三月二十七日  
三重県規則第二十号

改正 平成一四年 三月二六日三重県規 平成一七年 六月二八日三重県規  
則第一八号 則第五八号  
平成二〇年 三月二五日三重県規 平成二四年 三月三〇日三重県規  
則第一九号 則第一九号

三重県営サンアリーナ条例施行規則をここに公布する。

三重県営サンアリーナ条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県営サンアリーナ条例（平成六年三重県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、損益計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成一七年規則五八号〕、一部改正〔平成二〇年規則一九号〕

(委員長)

第三条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(会議)

第四条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(部会)

第五条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長



の指名する委員がその職務を行う。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(委員の責務)

第六条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有すると認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(委員の除斥)

第七条 委員は、申請団体と利害関係を有すると認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(庶務)

第八条 選定委員会の庶務は、雇用経済部において処理する。

追加〔平成二〇年規則一九号〕、一部改正〔平成二四年規則一九号〕

(選定委員会への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

追加〔平成二〇年規則一九号〕

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

一部改正〔平成一七年規則五八号・二〇年一九号〕

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県規則第十八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県規則第五十八号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第六十一号）附則第五項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の三重県営サンアリーナ条例施行規則第二条の規定の例により行うものとする。

附 則（平成二十年三月二十五日三重県規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別記様式

(第2条関係)

全部改正〔平成17年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則19号〕